公　告　書

令和８年11月６日

事業計画者

萬路　株式会社

代表取締役　北野　友美

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成20年10月24日三重県条例第41号。以下「条例」という。）第21条第１項の規定に基づき事業計画書を作成いたしましたので、条例第22条第１項の規定により、下記のとおり公告を実施し、条例第23条第２項第９号に規定する関係住民等（以下「関係住民等」という。）は本事業計画について生活環境の保全上の見地による意見書を弊社に提出することができます。

1.　事業計画の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地

名　　称	萬路　株式会社
代　表　者	北野　友美
主たる事務所	三重県四日市市中野町2124番１
連　絡　先	059-336-5551

2.　産業廃棄物処理施設設置等の目的、計画及び処理施設の種類並びに処理する廃棄物の種類

目　　的	弊社は家屋解体等の事業を行っております。 木くずについては中間処理を行っておりますが、解体に伴うその他廃棄物及び他社からの廃棄物についても場内に搬入し、選別を行い適切に各処分場に処理を委託するため、積替え保管施設を設置したい。
計　画　地	三重県四日市市中野町字西岡2120、2124-1
処理施設の種類	積替え保管施設
処理能力及び処理する産業廃棄物の種類	別紙１のとおり

3.　事業計画書の写しの縦覧の場所及び時間

縦覧の場所	①　四日市市諏訪町１番５号 四日市市役所　廃棄物対策室 ②　四日市市市場町3039-5

	保々地区市民センター ③四日市市中野町 2124 番 1 萬路株式会社
縦覧の開始予定日	令和 8 年 11 月　6 日
縦　覧　時　間	8 時 30 分から 17 時 00 分 （土曜日・日曜日・祝日を除く）昼休み 1 時間除く

4. 説明会の開催

日　　時	令和 8 年 11 月 25 日（水）16 時～17 時
場　　所	四日市市中野町 2124 番 1 萬路　株式会社

5. 意見書の提出期限、提出先

提　出　期　限	令和 8 年 12 月 26 日（土）
提　　出　　先	〒511-0272 四日市市中野町町 2124 番 1 萬路　株式会社
提　出　方　法	持参又は郵送　　※提出期限日必着 （持参の場合土曜日・日曜日・祝日を除く）
様　　式	規定なし

6. その他手続き等

見解書の縦覧	意見書の提出があったときは、意見書に対する弊社の見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を作成し、縦覧に供します。
再意見の提出	見解書を縦覧した場合、関係住民等は見解書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した書面（以下「再意見書」という。）を弊社に提出することができます。
再見解書の縦覧	再意見書の提出があったときは、再意見書に対する弊社見解を記載した書面（以下「再見解書」という。）を作成し、縦覧に供します。
備　　考	見解書及び再見解書の縦覧の場所、期間及び時間並びに再意見書の提出期限及び提出先等については、弊社グループのホームページ（http s ：//www.takano-group.jp）に掲載します。

第８号様式（第 15 条関係）

（第１面）

事　業　計　画　書

令和８年　11 月　６日

三重県知事　様

事業計画者
住所　三重県四日市市中野町 2124 番 1
氏名　萬路株式会社
代表取締役　北野　友美
電話番号　059-336-5551

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第21条第１項の規定により、産業廃棄物の処理施設の設置等について、次のとおり事業計画書を提出します。

産業廃棄物の処理施設の設置等の目的	弊社は家屋解体等の事業を行っております。 木くずについては中間処理をおこなっておりますが、解体に伴うその他の産業廃棄物及び他社からの廃棄物についても場内に搬入し、選別を行い適切に各処分場に処理を委託するため積替え保管施設を設置したい。
産業廃棄物の処理施設の設置等の場所	四日市市中野町字西岡 2116-3、2120、2124-1
産業廃棄物の処理施設の種類	別紙１のとおり。
産業廃棄物の処理施設において処理する産業廃棄物の種類	別紙１のとおり。
産業廃棄物の処理施設の処理能力	別紙１のとおり。
産業廃棄物の処理施設の位置、構造等に関する計画	
産業廃棄物の処理施設の位置	四日市市中野町字西岡 2120、2124-1
産業廃棄物の処理施設の処理方式	積替え保管
産業廃棄物の処理施設の構造及び設備	施設配置図のとおり
処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	排ガス及び排水を発生する廃棄物は扱いません。
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	排ガス及び排水を発生する廃棄物は扱いません。
悪臭の発散並びに騒音及び振動の発生を防止するための措置	別紙２のとおり
その他産業廃棄物の処理施設の構造等に関する事項	別紙３のとおり

受付
-8.11.-6
四日市地域防災総合事務所

（規格Ａ４版）

<table>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値</td><td colspan="2">該当なし。</td></tr>
<tr><td colspan="2">排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項</td><td colspan="2">該当なし。</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する事項</td><td colspan="2">別紙２のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="4">説明会の開催の周知方法並びに事業計画書を公告及び縦覧する方法</td></tr>
<tr><td rowspan="3">説明会の開催の周知方法</td><td>予定日時</td><td colspan="2">年　月　日
時　分～　時　分</td></tr>
<tr><td>予定場所及び収容人数</td><td colspan="2">予定場所：四日市市中野町 2124 番 1
萬路株式会社　作業場　収容人数：20 名</td></tr>
<tr><td>周知の方法</td><td colspan="2">ポスティング</td></tr>
<tr><td rowspan="5">事業計画書を公告及び縦覧する方法</td><td>公告の方法</td><td colspan="2">萬路株式会社のホームページに掲載
https://www.banro.co.jp</td></tr>
<tr><td>公告予定日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td>縦覧場所</td><td colspan="2">1. 住所　四日市市諏訪町１番５号
四日市市役所　廃棄物対策室
2. 住所　四日市市市場町 3039-5
保々地区市民センター
3. 住所　日市市中野町 2124 番 1
萬路株式会社</td></tr>
<tr><td>縦覧開始予定日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td>縦覧時間</td><td colspan="2">保々地区市民センター　9 時 00 分～16 時 30 分
四日市市廃棄物対策室　9 時 00 分～17 時 00 分
萬路株式会社　8 時 30 分～17 時 00 分</td></tr>
<tr><td colspan="3">産業廃棄物の搬入及び搬出の時間、方法及び経路</td><td>搬入搬出時間：午前８時～午後５時まで
方法：トラックにより搬入、搬出
経路：生活環境影響調査書 P8 図 2-4 廃棄物運搬車両経路図のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="3">産業廃棄物の処理施設を使用する日時</td><td>日曜日、祭日、正月、盆以外
時間：午前８時～午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="3">産業廃棄物の処理施設の設置等に当たり行政庁の許可、認可、承認、行政庁に対する届出その他これらに類するものを必要とする場合にあってはそれらの手続の状況</td><td>特になし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業計画者の連絡先</td><td>担当部署</td><td colspan="2">山本行政書士事務所　担当　山本正人</td></tr>
<tr><td>TEL</td><td colspan="2">059-377-2305</td></tr>
</table>

備考

１　各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

２　次に掲げる書類及び図面を添付してください。

（１）産業廃棄物の処理施設及び事業の用に供する施設の配置図

（２）産業廃棄物の処理施設の構造及び処理能力（最終処分場にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）を明らかにする図面及び設計計算書

（３）　最終処分場にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類並びに災害防止のための計画及び埋立処分の計画を記載した書類

（４）　最終処分場以外の産業廃棄物の処理施設にあっては、処理工程図及び処理後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類

（５）事業計画地の付近の見取図

（６）排水の経路図

（７）事業計画地の登記事項証明書及び不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する地図又は同条第 4 項に規定する図面の写し

（８）関係地域に該当する地域（産業廃棄物の処理に伴い生ずる排水（雨水及び従業員等の生活排水を除く。）を放流する場合は、放流地点を含む。）を明らかにする図面

（９）その他知事が必要と認める書類及び図面

別紙-2

維持管理等の計画	作業方法	作業人数　　１人 作業時間　　８：００～１７：００（休憩１時間含む）
	廃棄物の確認	マニフェストおよび目視にて確認する。容器に破損等異常が見つかった場合には荷下ろしを中止し、適切な対応をする。
	廃棄物の受入の方法	廃棄物をマニフェストおよび目視で確認し、計量器にて計量した後、廃棄物を展開検査する。異常が認められた場合には受け入れを中止し、適切な対応をする。
	廃棄物の積替え方法	保管場所に保管された廃棄物を品目毎に車両へ積み込む。積み込みに際してはフォークリフトを用いる。容器に入った廃棄物は入れ替え等をせずそのまま積み込む。
	飛散・流出悪臭の防止	方法 コンテナで保管する。紙くず、繊維くず、混合廃棄物はシート掛けを行う。 蛍光灯は専用容器に保管する。
	火災発生防止	方法 場内での火気の使用は禁止する。消火器を常備し、定期点検を行う。
	衛生害虫等の発生防止	方法 施設内は日常的な清掃により清潔に保つ。害虫が発生するおそれがある場合には、防虫剤を散布する。
	騒音・振動及び粉じん防止	方法 騒音・振動については、車両の日常点検および定期点検を確実に行う。 粉じんについては、作業時に細心の注意を払い、必要に応じて散水を行う。
	点検、検査の記録及び保存	記録内容　日常・定期検査を行い、５年間保存する。

別紙-3

構造等の計画	飛散、流出 地下浸透 悪臭防止	コンテナに保管する。 床面をコンクリート構造（既設）にし、地下浸透を防止する。
	囲い等	敷地周辺を塀（既設）で囲い、出入り口にはスライド門扉（既設）を設置する。
	雨水等の 流入防止	西側は県道で一段低くなっている。北側・東側は敷地境界から外側に勾配がついている。南側については工場であり、その雨水は区域外に流れる。 外部からの雨水の流入のおそれは低い。
	搬入道路	主要地方道菰野東員線
	消火設備	施設配置図に記載
	車両足洗設備	なし
	駐車設備	駐車場の指定はないが東側の空地に駐車する。
	管理事務所	施設配置図のとおり

別紙-4

使用車両一覧

	機　材　名	車両等の登録番号	能　力　等	使　用　目　的	備　　考
保有する（予定を含む）機材	バックホウ		0.28 ㎥	選別・積み込み作業	

関係機関との協議状況

協議関係機関　四日市市

四日市市役所

環境部　廃棄物対策課

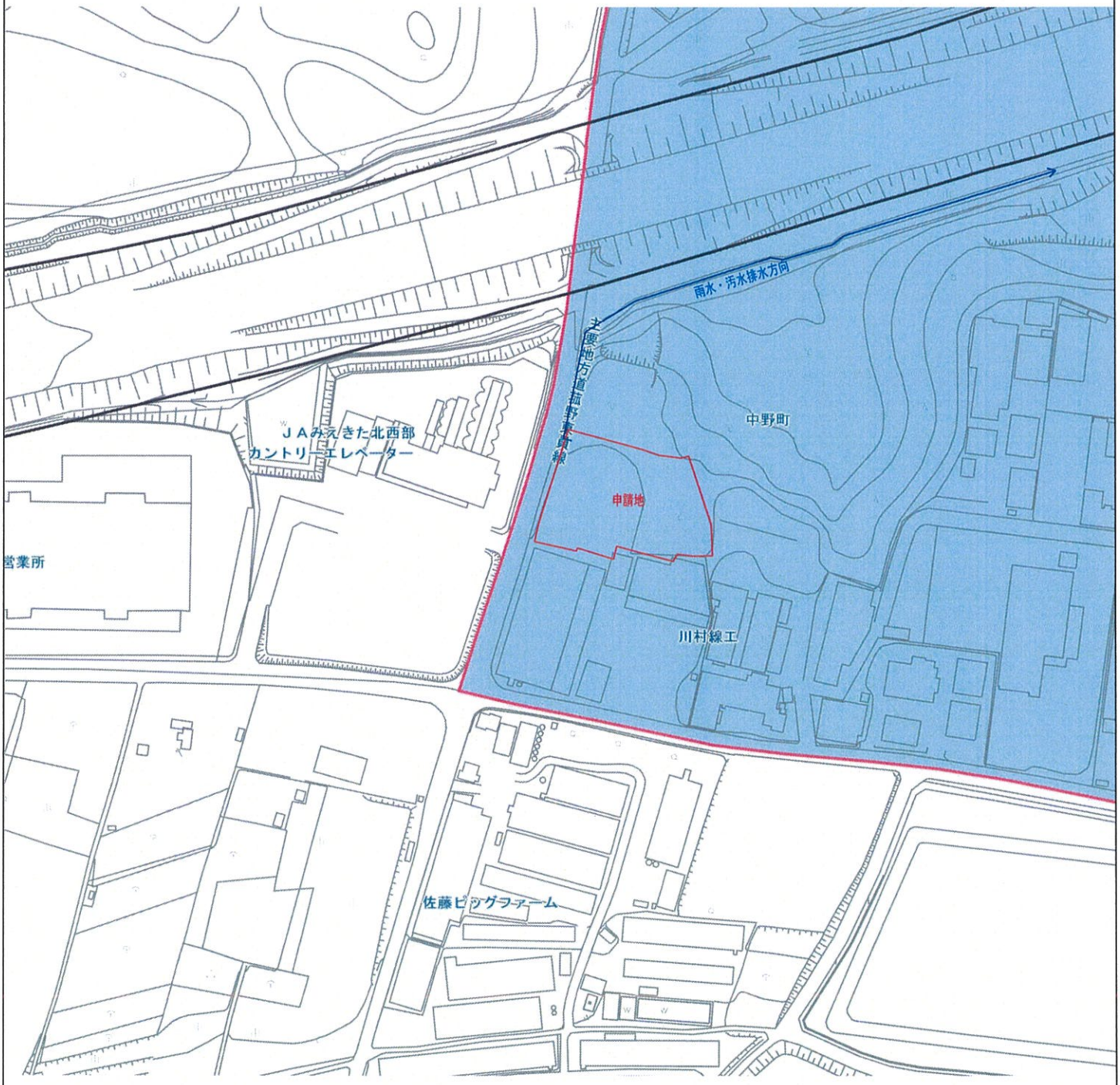
計画書縦覧について協議

保々地区市民センターと協議してください。　令和８年９月 14 日

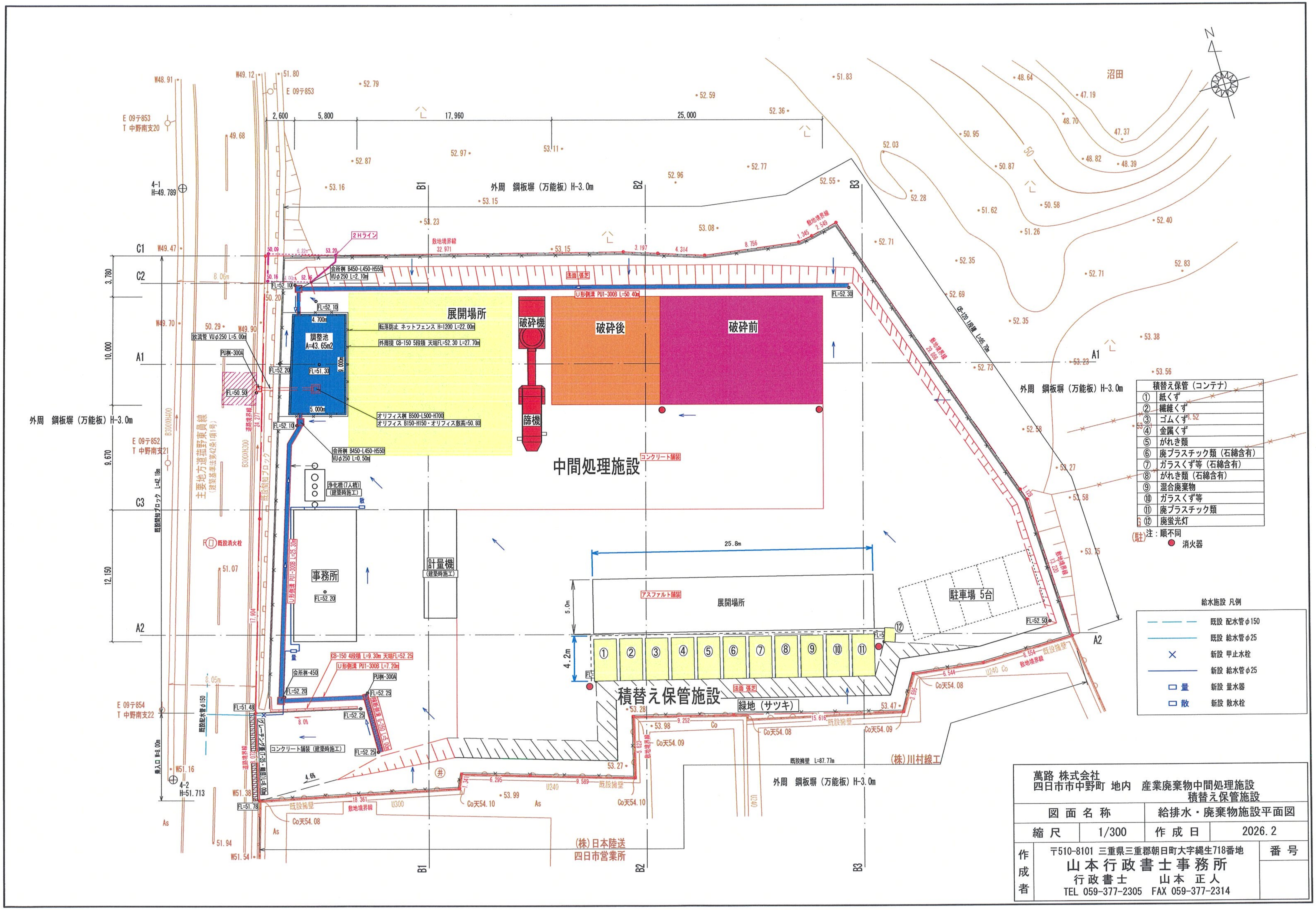
保々地区市民センター

計画書は市民センターに置いて住民の方に閲覧してもらう了解を得た。

中野町の自治会長に協議してください。　令和８年９月 14 日



四日市市中野町　地内			
図面名称		位置図	
縮尺	1/2500	作成日	2023.8
作成者	〒510-8101　三重県三重郡朝日町大字縄生718番地 山本行政書士事務所 行政書士　山本　正人 TEL 059-377-2305 FAX 059-377-2314	番号	



積替え保管（コンテナ）	
①	紙くず
②	繊維くず
③	ゴムくず
④	金属くず
⑤	がれき類
⑥	廃プラスチック類（石綿含有）
⑦	ガラスくず等（石綿含有）
⑧	がれき類（石綿含有）
⑨	混合廃棄物
⑩	ガラスくず等
⑪	廃プラスチック類
⑫	廃蛍光灯

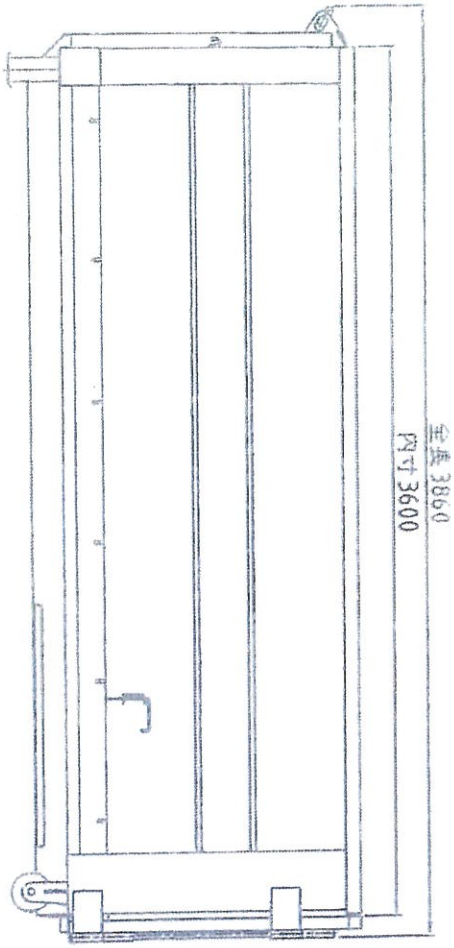
注：順不同

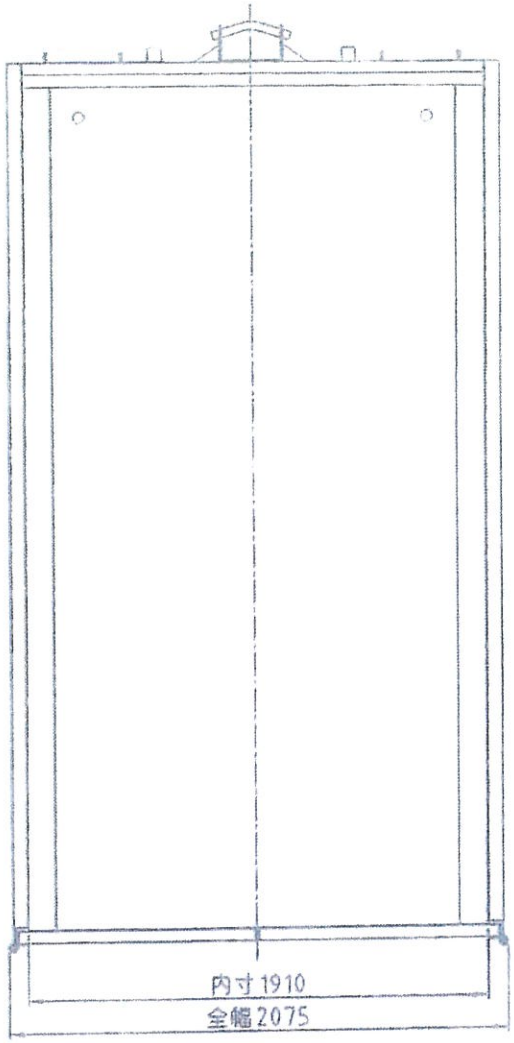
● 消火器

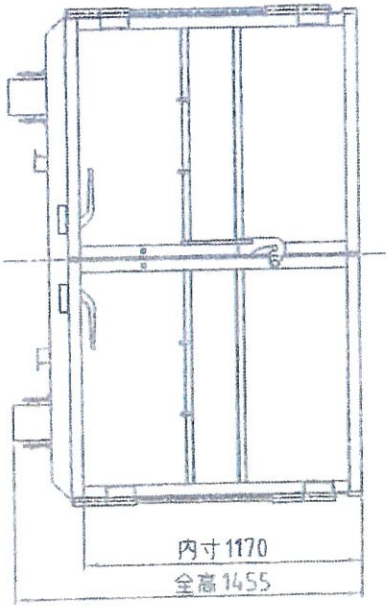
給水施設 凡例

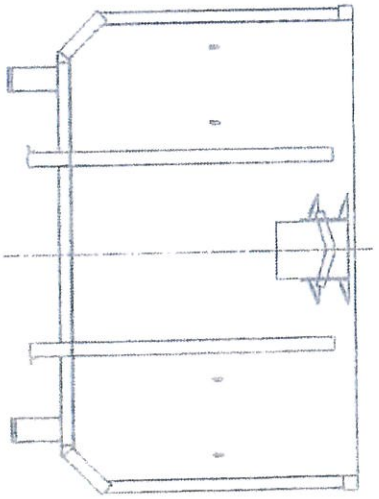
— — —	既設 配水管φ150
———	既設 給水管φ25
×	新設 甲止水栓
———	新設 給水管φ25
□ 量	新設 量水器
□ 散	新設 散水栓

萬路 株式会社 四日市市中野町 地内　産業廃棄物中間処理施設 積替え保管施設			
図面名称		給排水・廃棄物施設平面図	
縮尺	1/300	作成日	2026.2
作成者	〒510-8101 三重県三重郡朝日町大字縄生718番地 山本行政書士事務所 行政書士　山本 正人 TEL 059-377-2305 FAX 059-377-2314	番号	





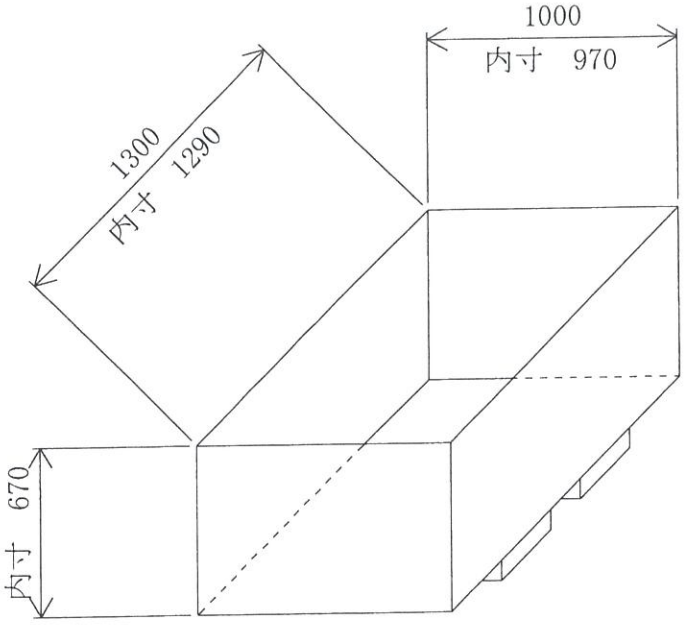




Mitsubishi

4t-8m 標準型コンテナ

蛍光灯格納コンテナ



面積　1.00×1.30＝1.30㎡

容量　0.97×1.29×0.67＝0.84　㎥

廃蛍光灯ボックス



廃蛍光灯の保管・輸送

廃蛍光灯ボックス 60本収納可能 使用済・交換時の持ち運び用として利用可能 蛍光灯 運搬 廃棄運搬

39ショップ

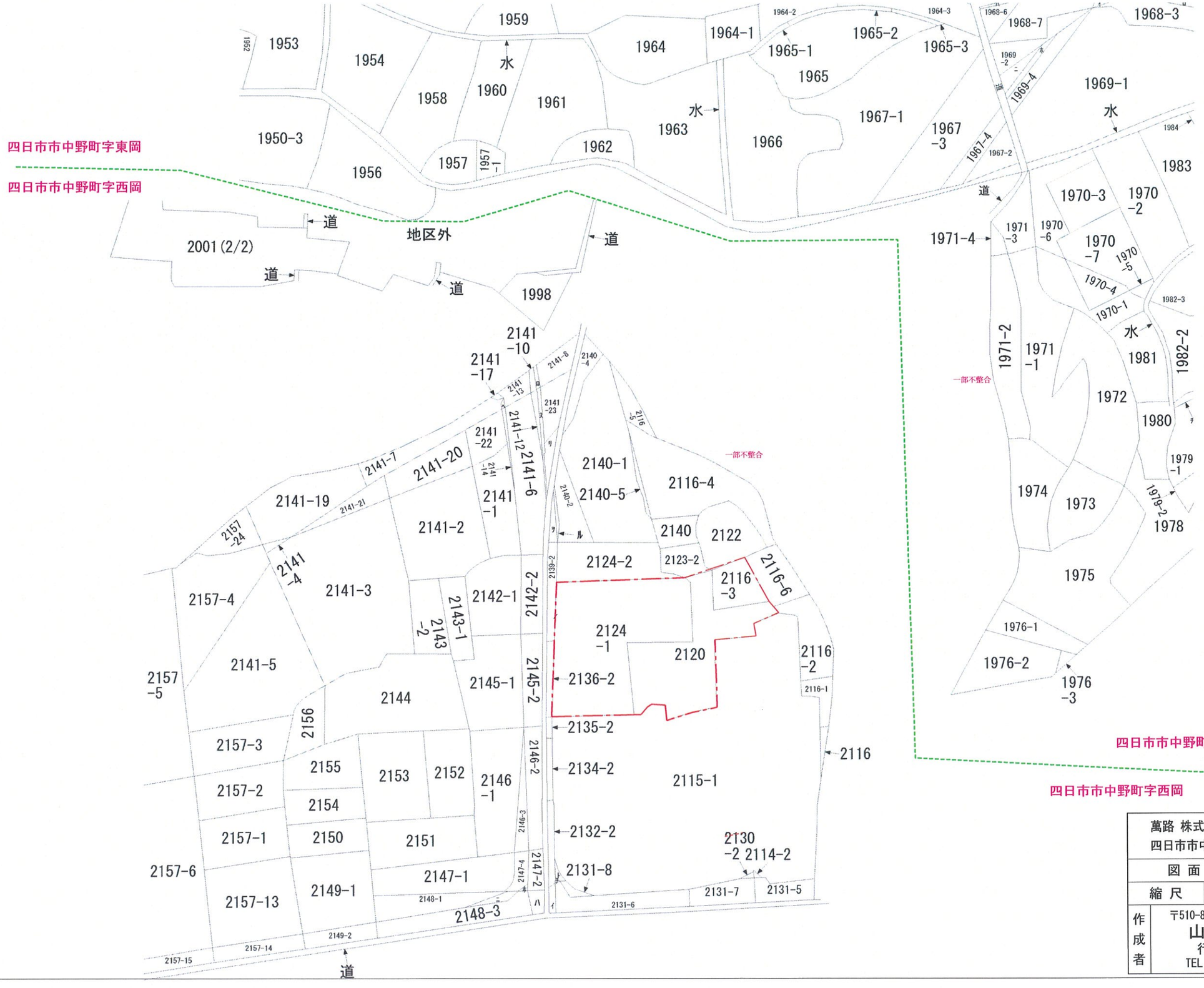
特　長
★廃蛍光灯40W型が60本程収納可能です。
★折り畳み式の為、使わないときは省スペースで保管頂けます。
★廃蛍光灯を現場から回収処理場までの運搬用・保管用としてご利用できます。
★頑丈なポリプロピレン製。
★繰り返し何度もお使いいただけます。

サイズ
★1270mm×290mm×280mm
対応サイズ
40W(FL40、FLR40、FHF32等)

申請地公図及び土地登記簿謄本

地　番　表

番号	所在地	地目	公簿面積	所有者住所	所有者	備考
1	四日市市中野町字西岡2116番3	宅地	757.52 ㎡	四日市市中野町2124番地1	萬路株式会社	
2	四日市市中野町字西岡2120番	宅地	972.09 ㎡	四日市市中野町2124番地1	萬路株式会社	
3	四日市市中野町字西岡2124番1	原野	1,307.09 ㎡	四日市市中野町2124番地1	萬路株式会社	
	計		3,036.70 ㎡			



萬路 株式会社 四日市市中野町 地内　産業廃棄物中間処理施設			
図面名称		公図集合図	
縮尺	縮尺不明	作成日	2026.4.3
作成者	〒510-8101 三重県三重郡朝日町大字縄生718番地 山本行政書士事務所 行政書士　山本 正人 TEL 059-377-2305　FAX 059-377-2314	番号	-

２０２６／０４／０３　１６：２９　現在の情報です。

表　題　部　（土地の表示）	調製	平成１７年１月３１日	不動産番号	１９０３００５０６８７８０
地図番号	余白	筆界特定	余白	
所　在	四日市市中野町字西岡		余白	

①地番	②地目	③地積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
２１１６番３	山林	３３３：：	余白
余白	余白	７１１：：	③錯誤 〔昭和６３年１２月１５日〕
余白	余白	余白　：：	管轄転属により登記 平成１７年１月３１日
余白	余白	１３５９：：	③２１２１番を合筆 〔令和５年３月１６日〕
余白	余白	１５６３：：	③錯誤 〔令和５年３月１６日〕
余白	余白	７５７：：	③２１１６番３、２１１６番６に分筆 〔令和５年６月２２日〕
余白	宅地	７５７：５２：：	②③令和７年１月１６日地目変更 〔令和７年２月２７日〕

権　利　部　（甲区）　（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成１１年１０月１２日 第７５９４号	原因　平成１１年２月４日相続 所有者　四日市市中野町１０１１番地１ 市川　直人 順位４番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成１７年１月３１日
2	所有権移転	令和２年３月３０日 第７２７５号	原因　令和２年３月３０日売買 所有者　四日市市久保田一丁目５番４１号 株式会社名泗コンサルタント
3	合併による所有権登記	令和５年３月１３日 第５５１５号	所有者　四日市市久保田一丁目５番４１号 株式会社名泗コンサルタント
4	所有権移転	令和６年２月２６日 第４１０９号	原因　令和６年２月２６日売買 所有者　三重県四日市市広永町５６番地１ 萬路株式会社
付記１号	４番登記名義人住所変更	令和７年６月４日 第１１５７８号	原因　令和７年４月１日本店移転 本店法人識別事項　三重県四日市市中野町２１２４番１ 会社法人等番号　１９００－０１－０２２６８１

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	令和６年２月２６日 第４１１０号	原因　令和６年２月２６日設定 極度額　金２億３，０００万円 債権の範囲　銀行取引　手形債権　小切手債権　電子記録債権 債務者　三重県四日市市広永町５６番地１ 萬路株式会社 根抵当権者　三重県四日市市西新地７番８号 株式会社三十三銀行 共同担保　目録(に)第１３７７号
2(あ)	抵当権設定	令和７年６月４日 第１１５７９号	原因　令和７年５月２２日金銭消費貸借同日設定 債権額　金１億７００万円 利息　金８，０００万円については年１・００％（年３６５日日割計算）ただし、令和９年５月２２日から年１・５０％（年３６５日日割計算） 金２，７００万円については年１・５０％（年３６５日日割計算）ただし、令和９年５月２２日から年２・００％（年３６５日日割計

			算） 損害金　年８・７％（年３６５日日割計算） 債務者　三重県四日市市中野町２１２４番１ 萬　路　株　式　会　社 抵当権者　東京都千代田区大手町一丁目９番４号 株式会社日本政策金融公庫 （取扱店　津支店） 共同担保　目録(に)第４５００号
2(い)	抵当権設定	令和７年６月４日 第１１５７９号	原因　令和７年６月４日金銭消費貸借同日設定 債権額　金１億７００万円 利息　年１・４７５％ 損害金　年１４・００％（年３６５日の日割計算） 債務者　三重県四日市市中野町２１２４番１ 萬　路　株　式　会　社 抵当権者　三重県四日市市西新地７番８号 株　式　会　社　三　十　三　銀　行 （取扱店　大矢知支店） 共同担保　目録(に)第４５０１号
3	１番根抵当権抹消	令和７年６月４日 第１１５８０号	原因　令和７年６月４日解除

＊　「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

２０２６／０４／０３　１６：２９　現在の情報です。

表　題　部　（土地の表示）		調製	平成１７年１月３１日	不動産番号	１９０３００５０６８７８３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　在	四日市市中野町字西岡			余　白	

①　地　番	②地　目	③　地　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
２１２０番	畑	３３０： ：	余　白
余　白	余　白	余　白 ：	管轄転属により登記 平成１７年１月３１日
余　白	余　白	９３３： ：	③２１２３番１、２１２５番を合筆 〔令和５年３月１６日〕
余　白	余　白	９７２： ：	③錯誤 〔令和５年３月１６日〕
余　白	宅地	９７２：０９ ：	②③令和７年１月１６日地目変更 〔令和７年２月２７日〕

権　利　部　（甲　区）　（所　有　権　に　関　す　る　事　項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権移転	大正１５年９月３日 第２３０８号	原因　大正１５年９月３日売買 所有者　三重郡保々村大字中野１０７９番地１ 二　ノ　宮　一　男 順位３番の登記を移記
	余　白	余　白	管轄転属により登記 平成１７年１月３１日
2	所有権移転	平成２７年６月１５日 第１３３１２号	原因　昭和５７年６月９日相続 所有者　四日市市中野町１０７９番地１ 二　ノ　宮　宣　明
3	所有権移転	令和２年３月１１日 第５４２４号	原因　令和１年１１月１８日相続 所有者　四日市市中野町１０７９番地１ 二　ノ　宮　靜　ゐ
4	所有権移転	令和２年４月２日 第７７５６号	原因　令和２年３月３０日売買 所有者　四日市市久保田一丁目５番４１号 株式会社名泗コンサルタント
5	合併による所有権登記	令和５年３月１３日 第５５１６号	所有者　四日市市久保田一丁目５番４１号 株式会社名泗コンサルタント
6	所有権移転	令和６年２月２６日 第４１０９号	原因　令和６年２月２６日売買 所有者　三重県四日市市広永町５６番地１ 萬　路　株　式　会　社
付記１号	６番登記名義人住所変更	令和７年６月４日 第１１５７８号	原因　令和７年４月１日本店移転 本店法人識別事項　三重県四日市市中野町２１２４番１ 会社法人等番号　１９００－０１－０２２６８１

権　利　部　（乙　区）　（所　有　権　以　外　の　権　利　に　関　す　る　事　項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	根抵当権設定	令和６年２月２６日 第４１１０号	原因　令和６年２月２６日設定 極度額　金２億３，０００万円 債権の範囲　銀行取引　手形債権　小切手債権 電子記録債権 債務者　三重県四日市市広永町５６番地１ 萬　路　株　式　会　社 根抵当権者　三重県四日市市西新地７番８号 株　式　会　社　三　十　三　銀　行 共同担保　目録(に)第１３７７号
2(あ)	抵当権設定	令和７年６月４日 第１１５７９号	原因　令和７年５月２２日金銭消費貸借同日設定 債権額　金１億７００万円 利息　金８，０００万円については年１・００％（年３６５日日割計算）ただし、令和９年５月２２日から年１・５０％（年３６５日日割計算） 金２，７００万円については年１・５０％（

			年３６５日日割計算）ただし、令和９年５月２２日から年２・００％（年３６５日日割計算） 損害金　年８・７％（年３６５日日割計算） 債務者　三重県四日市市中野町２１２４番１ 萬　路　株　式　会　社 抵当権者　東京都千代田区大手町一丁目９番４号 株式会社日本政策金融公庫 （取扱店　津支店） 共同担保　目録(に)第４５００号
2(い)	抵当権設定	令和７年６月４日 第１１５７９号	原因　令和７年６月４日金銭消費貸借同日設定 債権額　金１億７００万円 利息　年１・４７５％ 損害金　年１４・００％（年３６５日の日割計算） 債務者　三重県四日市市中野町２１２４番１ 萬　路　株　式　会　社 抵当権者　三重県四日市市西新地７番８号 株　式　会　社　三　十　三　銀　行 （取扱店　大矢知支店） 共同担保　目録(に)第４５０１号
3	１番根抵当権抹消	令和７年６月４日 第１１５８０号	原因　令和７年６月４日解除

＊　「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

２０２６／０４／０３　１６：２９　現在の情報です。

表　題　部　（土地の表示）	調製	平成１７年１月３１日	不動産番号	１９０３００５０６８７８７
地図番号	余白	筆界特定	余白	
所　在	四日市市中野町字西岡		余白	

①地番	②地目	③地積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
２１２４番	畑	２７７： ⋮	余白
余白	余白	余白 ⋮	管轄転属により登記 平成１７年１月３１日
余白	原野	余白 ⋮	②平成年月日不詳地目変更 〔令和１年１２月２日〕
余白	余白	１１７２： ⋮	③２１３６番１、２１３７番、２１３８番、２１３９番１を合筆 〔令和４年２月７日〕
２１２４番１	余白	１３０７： ⋮	③錯誤 ①③２１２４番１、２１２４番２に分筆 〔令和４年２月７日〕
余白	宅地	１３０７：０９ ⋮	②③令和７年１月１６日地目変更 〔令和７年２月２７日〕

権　利　部　（甲区）　（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和４７年７月８日 第５４５８号	原因　昭和４６年７月２８日相続 所有者　四日市市中野町１０７３番地 市　川　一　幸 順位３番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成１７年１月３１日
2	所有権移転	平成２５年１月２５日 第１６８８号	原因　平成２４年３月１０日相続 共有者 四日市市中野町１０７３番地 持分３分の１ 市　川　ふ　さ 京都市伏見区桃山町養斉１番地１ライオンズマンション桃山南口２０９号 ３分の１ 市　川　滋 名古屋市天白区中平三丁目１１０８番地２ ３分の１ 松　原　基　子
3	市川ふさ持分全部移転	平成２８年８月２３日 第１９８８１号	原因　平成２７年１０月２９日相続 共有者　名古屋市天白区中平三丁目１１０８番地２ 持分３分の１ 松　原　基　子
4	共有者全員持分全部移転	平成２９年３月３０日 第７９３７号	原因　平成２９年３月３０日売買 所有者　四日市市大井の川町二丁目１４番地 有　限　会　社　繁　栄　商　事
付記１号	４番登記名義人住所変更	平成３０年８月１０日 第１７６０３号	原因　平成２９年７月６日本店移転 本店　四日市市ときわ四丁目８番３３号 代位者　四　日　市　市 代位原因　平成３０年８月１０日滞納処分の差押
5	差押	平成３０年７月２７日 第１６３９１号	原因　平成３０年７月２７日津地方裁判所四日市支部担保不動産競売開始決定 債権者　名古屋市中区栄三丁目３３番１３号 株　式　会　社　中　京　銀　行
6	差押	平成３０年８月１０日 第１７６０４号	原因　平成３０年８月１０日差押 債権者　四　日　市　市
7	所有権移転	平成３１年２月４日 第２４７０号	原因　平成３１年２月４日担保不動産競売による売却 所有者　四日市市久保田一丁目５番４１号 株式会社名泗コンサルタント
8	５番差押登記抹消	平成３１年２月４日	原因　平成３１年２月４日担保不動産競売によ

		第２４７０号	る売却
9	６番差押登記抹消	余白	平成３１年２月４日７番の登記をしたので滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第３２条の規定により抹消
１０	合併による所有権登記	令和４年１月２１日 第１２１８号	所有者　三重県四日市市久保田一丁目５番４１号 株式会社名泗コンサルタント
１１	所有権移転	令和６年２月２６日 第４１０９号	原因　令和６年２月２６日売買 所有者　三重県四日市市広永町５６番地１ 萬　路　株　式　会　社
付記１号	１１番登記名義人住所変更	令和７年６月４日 第１１５７８号	原因　令和７年４月１日本店移転 本店法人識別事項　三重県四日市市中野町２１２４番１ 会社法人等番号　１９００－０１－０２２６８１

権　利　部　（　乙　区　）　（所　有　権　以　外　の　権　利　に　関　す　る　事　項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	根抵当権設定	平成２９年３月３０日 第７９３８号	原因　平成２９年３月３０日設定 極度額　金２，５００万円 債権の範囲　銀行取引　手形債権　小切手債権 電子記録債権 債務者　四日市市大井の川町二丁目１４番地 有　限　会　社　繁　栄　商　事 根抵当権者　名古屋市中区栄三丁目３３番１３号 株　式　会　社　中　京　銀　行 （取扱店　四日市支店） 共同担保　目録(ﾄ)第７１５２号
2	１番根抵当権抹消	平成３１年２月４日 第２４７０号	原因　平成３１年２月４日担保不動産競売による売却
3	根抵当権設定	令和６年２月２６日 第４１１０号	原因　令和６年２月２６日設定 極度額　金２億３，０００万円 債権の範囲　銀行取引　手形債権　小切手債権 電子記録債権 債務者　三重県四日市市広永町５６番地１ 萬　路　株　式　会　社 根抵当権者　三重県四日市市西新地７番８号 株　式　会　社　三　十　三　銀　行 共同担保　目録(に)第１３７７号
4(あ)	抵当権設定	令和７年６月４日 第１１５７９号	原因　令和７年５月２２日金銭消費貸借同日設定 債権額　金１億７００万円 利息　金８，０００万円については年１・００％（年３６５日日割計算）ただし、令和９年５月２２日から年１・５０％（年３６５日日割計算） 金２，７００万円については年１・５０％（年３６５日日割計算）ただし、令和９年５月２２日から年２・００％（年３６５日日割計算） 損害金　年８・７％（年３６５日日割計算） 債務者　三重県四日市市中野町２１２４番１ 萬　路　株　式　会　社 抵当権者　東京都千代田区大手町一丁目９番４号 株式会社日本政策金融公庫 （取扱店　津支店） 共同担保　目録(に)第４５００号
4(い)	抵当権設定	令和７年６月４日 第１１５７９号	原因　令和７年６月４日金銭消費貸借同日設定 債権額　金１億７００万円 利息　年１・４７５％ 損害金　年１４・００％（年３６５日の日割計算） 債務者　三重県四日市市中野町２１２４番１ 萬　路　株　式　会　社 抵当権者　三重県四日市市西新地７番８号 株　式　会　社　三　十　三　銀　行 （取扱店　大矢知支店） 共同担保　目録(に)第４５０１号
5	３番根抵当権抹消	令和７年６月４日 第１１５８０号	原因　令和７年６月４日解除

＊　「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

産業廃棄物処理施設設置に係る
生活環境影響調査
報告書

令和8年4月

萬路株式会社

目　　次

第１編　本調査の位置づけ 1
　第１章　本書の位置づけ 1
　第２章　生活環境影響調査の流れ 1

第２編　事　業　計　画 2
　第１章　計画施設の設置者の氏名及び住所 2
　第２章　施設設置場所 2
　第３章　許可申請の区分 3
　第４章　施設等変更に係る事業目的 3
　　第１節　計画施設の概要 3
　　第２節　取り扱う廃棄物の種類と保管容量等 6
　　第３節　廃棄物搬出入 7
　　第４節　維持管理計画 9

第３編　地域概況 10
　第１章　社会的状況 10
　　第１節　人口 10
　　第２節　土地利用 11
　　第３節　道路交通状況 12
　　第４節　用途地域指定状況・周辺状況 13
　第２章　自然状況 14
　　第１節　気象 14
　　第２節　地形 15
　　第３節　地質 16

第４編　生活環境影響評価項目および調査・予測・評価の手法 17
　第１章　調査事項の整理 17
　　第１節　生活環境影響要因と生活環境影響調査項目 17
　　第２節　生活環境影響調査項目の設定 18
　　第３節　調査対象区域の範囲および設定根拠 19
　第２章　調査・予測・評価の手法 20
　　第１節　騒音 20
　　　第１項　既存資料調査 20
　　　(1)騒音に関する法令等 20
　　　(2)騒音の状況 20
　　　第２項　現地調査 20
　　　第３項　予測 20
　　　第４項　影響の評価 20
　　第２節　振動 21
　　　第１項　既存資料調査 21
　　　(1)振動に関する法令等 21
　　　(2)振動の状況 21
　　　第２項　現地調査 21
　　　第３項　予測 21
　　　第４項　影響の評価 21

第５編　現況調査結果・予測・影響の評価結果 22
　第１章　騒音 22
　　第１節　関係法令の施行状況 22
　　　第１項　環境基準 22

第２項　騒音規制基準 23
第２節　騒音の状況(既存資料調査) 24
第３節　騒音の状況(現地調査) 24
第４節　騒音の予測 26
第１項　騒音源の比較 26
第２項　予測結果 26
第５節　影響の評価 27
第１項　影響の回避または低減 27
第２項　生活環境の保全上の目標との整合性に係る評価 27
第３章　振動 28
第１節　関係法令の施行状況 28
第２節　振動の状況(既存資料調査) 29
第３節　振動の状況(現地調査) 29
第４節　振動の予測 31
第１項　振動源の比較 31
第２項　予測結果 31
第５節　影響の評価 32
第１項　影響の回避または低減 32
第２項　生活環境の保全上の目標との整合性に係る評価 32

第６編　総　括 33
第１章　現況把握、予測、影響の評価の整理 33
第２章　施設の設置に関する計画に反映した事項およびその内容 34
第３章　維持管理に関する計画に反映した事項およびその内容 35

第１編　本調査の位置づけ

第１章　本書の位置づけ

本調査は、産業廃棄物積み替え保管施設(以下、計画施設という。)の設置にあたり、計画施設稼働時における周辺地域の生活環境への影響を「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部　平成 18 年 9 月)に基づいて調査し、その結果を反映することにより、周辺地域への生活環境の保全に資することを目的とする。

第２章　生活環境影響調査の流れ

生活環境影響調査は図 1-1 に示す手順で実施した。

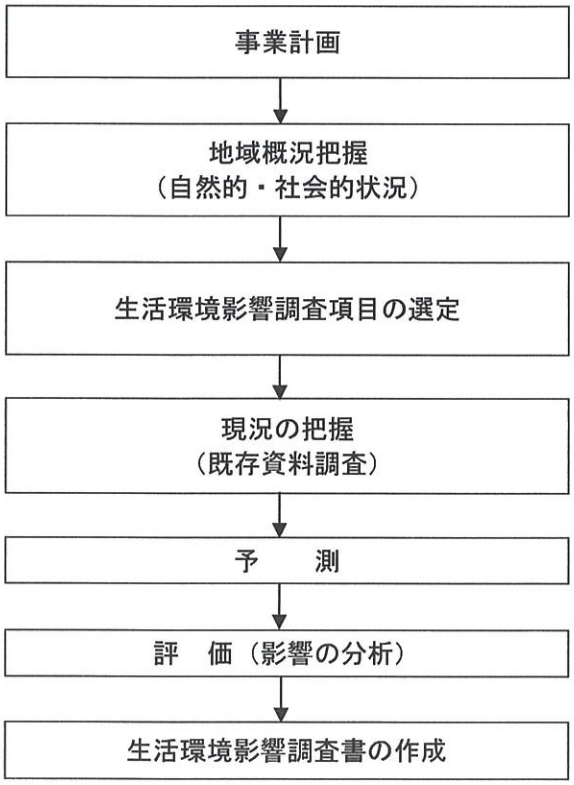


図１－１　生活環境影響調査の流れ

第２編　事　業　計　画

第１章　計画施設の設置者の氏名及び住所

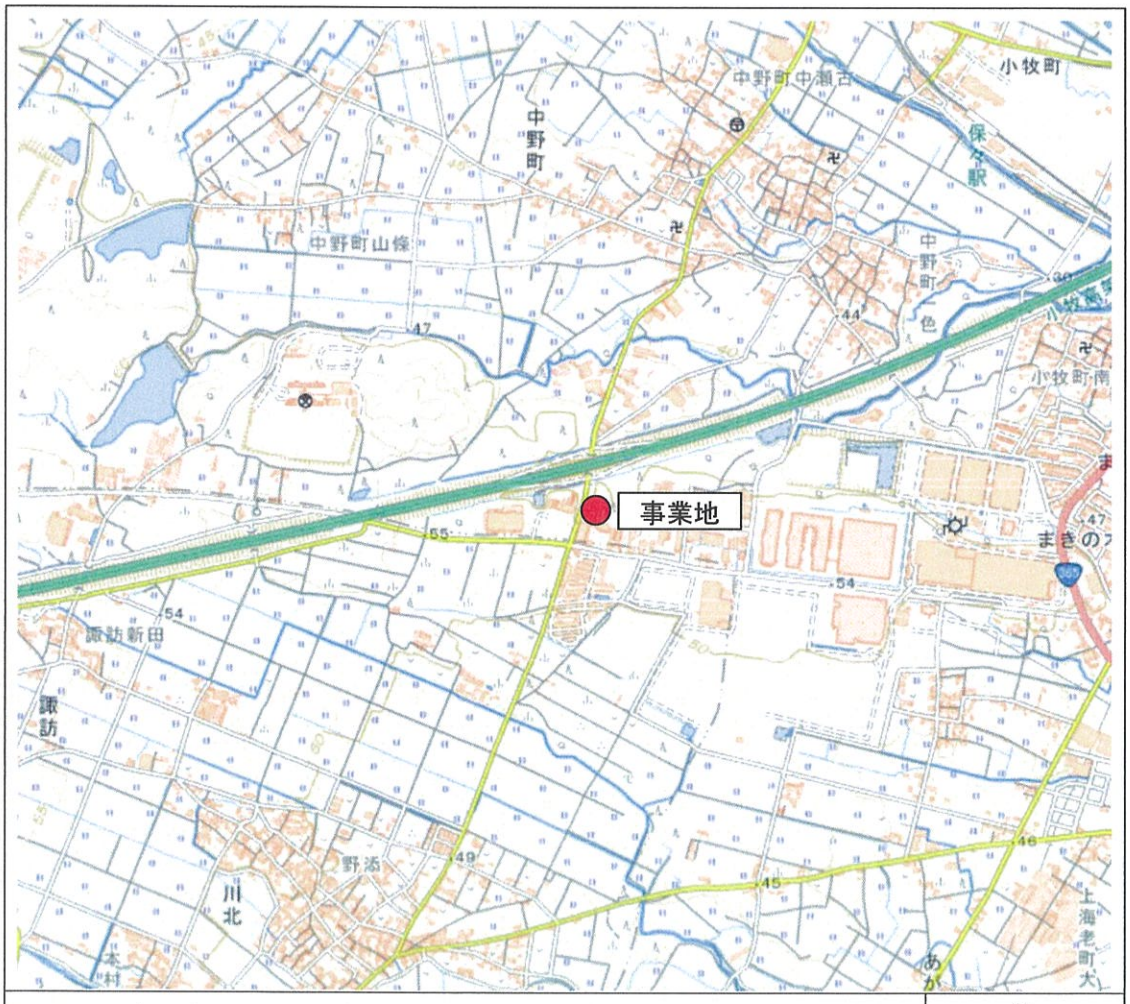
名　　称：萬路株式会社　代表取締役 北野　隆徳

住　　所：三重県四日市市中野町 2124 番 1

第２章　施設設置場所

名　　称：萬路株式会社

住　　所：四日市市中野町 2124 番 1



事業地：四日市市中野町 2124 番 1

※国土地理院　地理院地図より作成

図２－１　事業地位置図

第３章　許可申請の区分

産業廃棄物積み替え保管施設の設置許可申請

積替え保管施設の設置	敷地面積　　3,036.7　㎡ 展開場所　25.8m×5.0m＝129.0 ㎡ 保管場所　4.2m×26.5m＝111.3 ㎡

第４章　施設等変更に係る事業目的

第１節　計画施設の概要

事業地全体平面図、計画施設詳細平面図を図 2-2、2-3 に示す。

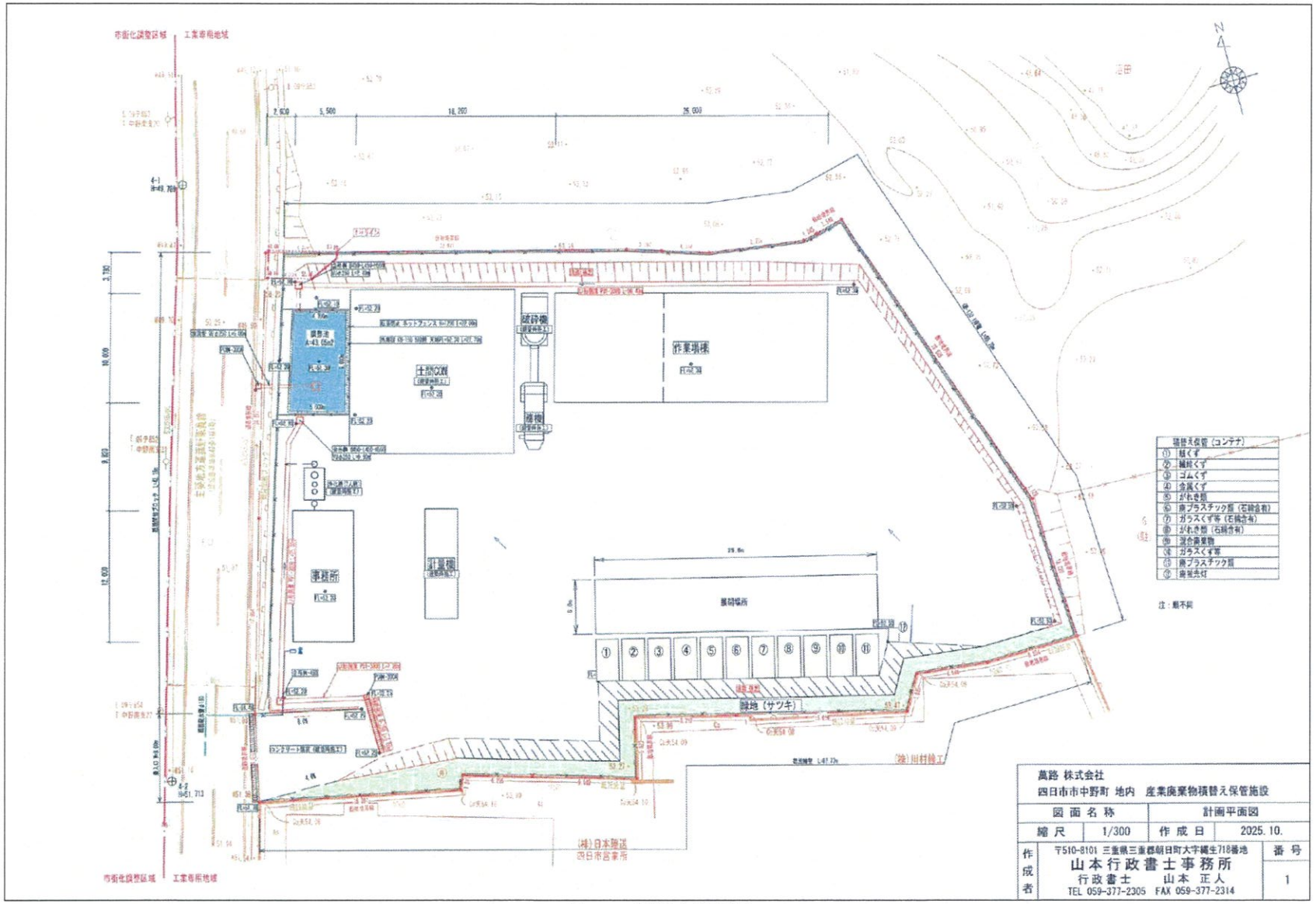
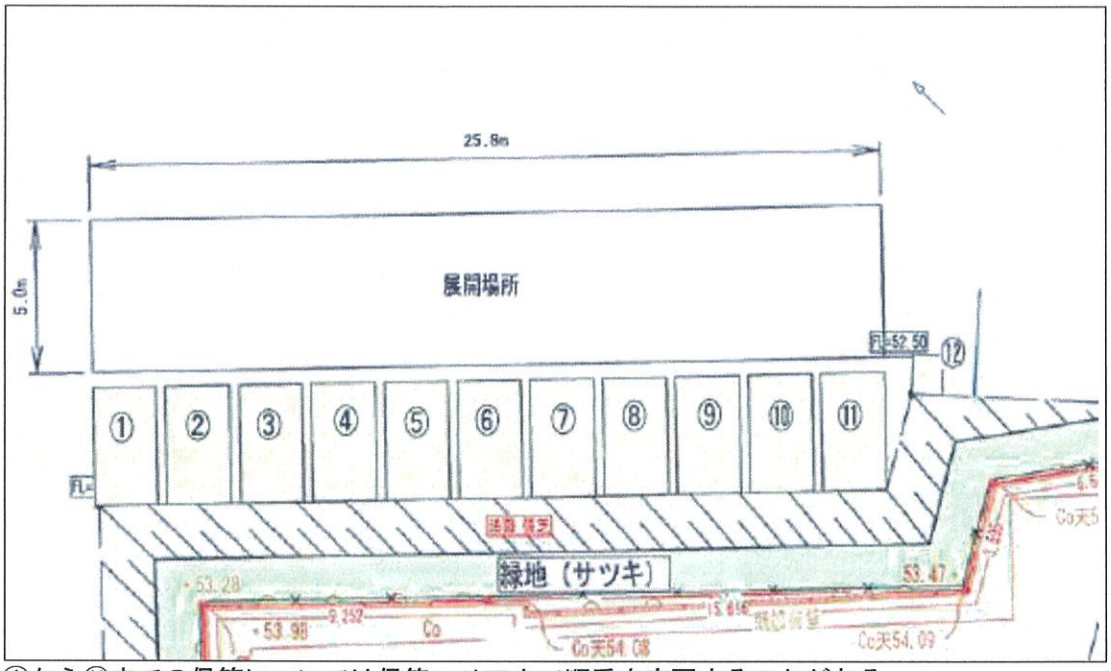


図２－２　事業地全体平面図



①から⑪までの保管については保管エリア内で順番を変更することがある。

図２－３　積み替え保管施設詳細平面図

第２節　取り扱う廃棄物の種類と保管容量等

計画施設で取り扱う廃棄物の種類と保管要領等は表 2-3 のとおりである。
なお、使用する機材は既存のバックホウ(0.28 ㎥)とフォークリフトである。

表２-３　取り扱う廃棄物と保管容量

廃棄物の種類	保管面積 ㎡	保管容量 ㎥	保管高 m	備考
廃プラスチック類	111.3	8.0	1.17	
紙くず		8.0	1.17	シート掛け
繊維くず		8.0	1.17	シート掛け
ゴムくず		8.0	1.17	
金属くず		8.0	1.17	
ガラスくず等※1		8.0	1.17	
がれき類※2		8.0	1.17	
廃プラスチック類※3		8.0	1.17	
ガラスくず等※3		8.0	1.17	
がれき類※2※3		8.0	1.17	
廃プラスチック類	1.3	0.84	0.67	蛍光灯
金属くず				
ガラスくず等※1				

※1：ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるものを除く。）及び陶磁器くず
※2：工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
※3：石綿含有産業廃棄物を含む

第３節　廃棄物搬出入

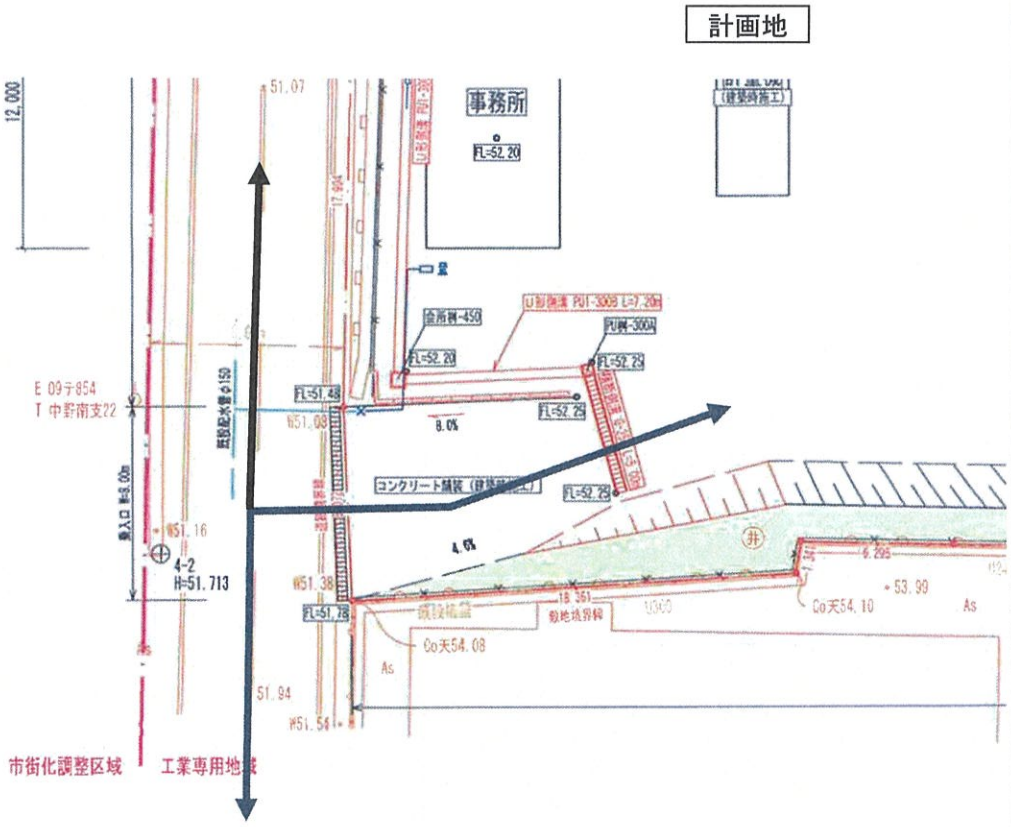
廃棄物搬出入車両台数は表 2-4 に示すとおりであり、計画施設稼働に伴う変更はない。

また、搬出入経路は図 2-4 に示すとおりであり、変更はない。

なお、搬出入時間は平日の 8 時から 17 時(12 時から 13 時は除く)である。

表２－４　搬出入台数計画

	搬入台数	搬出台数	合計
現状	10	10	20
増加	0	0	0



事業地：四日市市中野町 2124 番 1

図 2－4　廃棄物運搬車両経路図

第４節　維持管理計画

維持管理等の計画	作業方法	作業人数　１人 作業時間　８：００～１７：００（休憩１時間含む）
	廃棄物の確認	マニフェストおよび目視にて確認する。容器に破損等異常が見つかった場合には荷下ろしを中止し、適切な対応をする。
	廃棄物の受入の方法	廃棄物をマニフェストおよび目視で確認し、計量器にて計量した後、廃棄物を展開検査する。異常が認められた場合には受け入れを中止し、適切な対応をする。
	廃棄物の積替え方法	保管場所に保管された廃棄物を品目毎に車両へ積み込む。積み込みに際してはフォークリフトを用いる。容器に入った廃棄物は入れ替え等をせずそのまま積み込む。
	飛散・流出悪臭の防止	方法 コンテナで保管する。紙くず、繊維くず、混合廃棄物はシート掛けを行う。 蛍光灯は専用容器に保管する。
	火災発生防止	方法 場内での火気の使用は禁止する。消火器を常備し、定期点検を行う。
	衛生害虫等の発生防止	方法 施設内は日常的な清掃により清潔に保つ。害虫が発生するおそれがある場合には、防虫剤を散布する。
	騒音・振動及び粉じん防止	方法 騒音・振動については、車両の日常点検および定期点検を確実に行う。 粉じんについては、作業時に細心の注意を払い、必要に応じて散水を行う。
	点検、検査の記録及び保存	記録内容　日常・定期検査を行い、５年間保存する。

第３編　地域概況

第１章　社会的状況

第１節　人口

四日市市の世帯数および人口の推移を表 3-1 に示す。また、事業地のある保母地区全体と中野町の世帯数および人口は表 3-2 に示すとおりである。

表３－１　世帯数と人口の推移

（各年 10 月 1 日現在）

年　次	世帯数	人口		
		総　数	男	女
平成　2年	89,664	276,788	135,981	140,807
7年	99,524	288,654	142,380	146,274
12年	106,997	293,781	145,024	148,757
17年	119,538	310,966	153,497	157,469
22年	127,820	314,393	156,351	158,042
27年	133,432	312,539	155,583	156,956
令和　2年	141,768	311,716	156,413	155,303
7年	147,072	305,223	153,321	151,902
8年1月	147,280	305,085	153,308	151,777

出典：四日市市ホームページ

表３－２　事業予定地周辺世帯数と人口

（令和 8 年 1 月 1 日現在）

通称町名	世帯数（世帯）	人口		
		総数（人）	男（人）	女（人）
保　々　地　区				
市場町	273	668	316	352
小牧町北	92	249	121	128
小牧町西	228	503	256	247
小牧町南	236	459	243	216
高見台一丁目	346	789	387	402
高見台二丁目	114	216	126	90
中野町一色	121	308	147	161
中野町高原	14	41	19	22
中野町中瀬古	142	342	164	178
中野町山条	205	507	257	250
西村町	9	23	10	13
西村町上条	147	343	155	188
西村町新田	126	329	160	169
西村町西村	98	247	129	118
まきの木台一丁目	206	498	262	236
まきの木台二丁目	223	477	241	236
まきの木台三丁目	130	305	143	162
＊　保　々　計	2,710	6,304	3,136	3,168

出典：四日市市ホームページ

第２節　土地利用

四日市市の土地利用の状況は表 3-3 に示すとおりである。

令和４年当時の四日市市内では、宅地が最も多く、次いで田、畑の順となっている。

表３－３　四日市市における土地利用区分

（各年１月１日現在）

単位：㎡

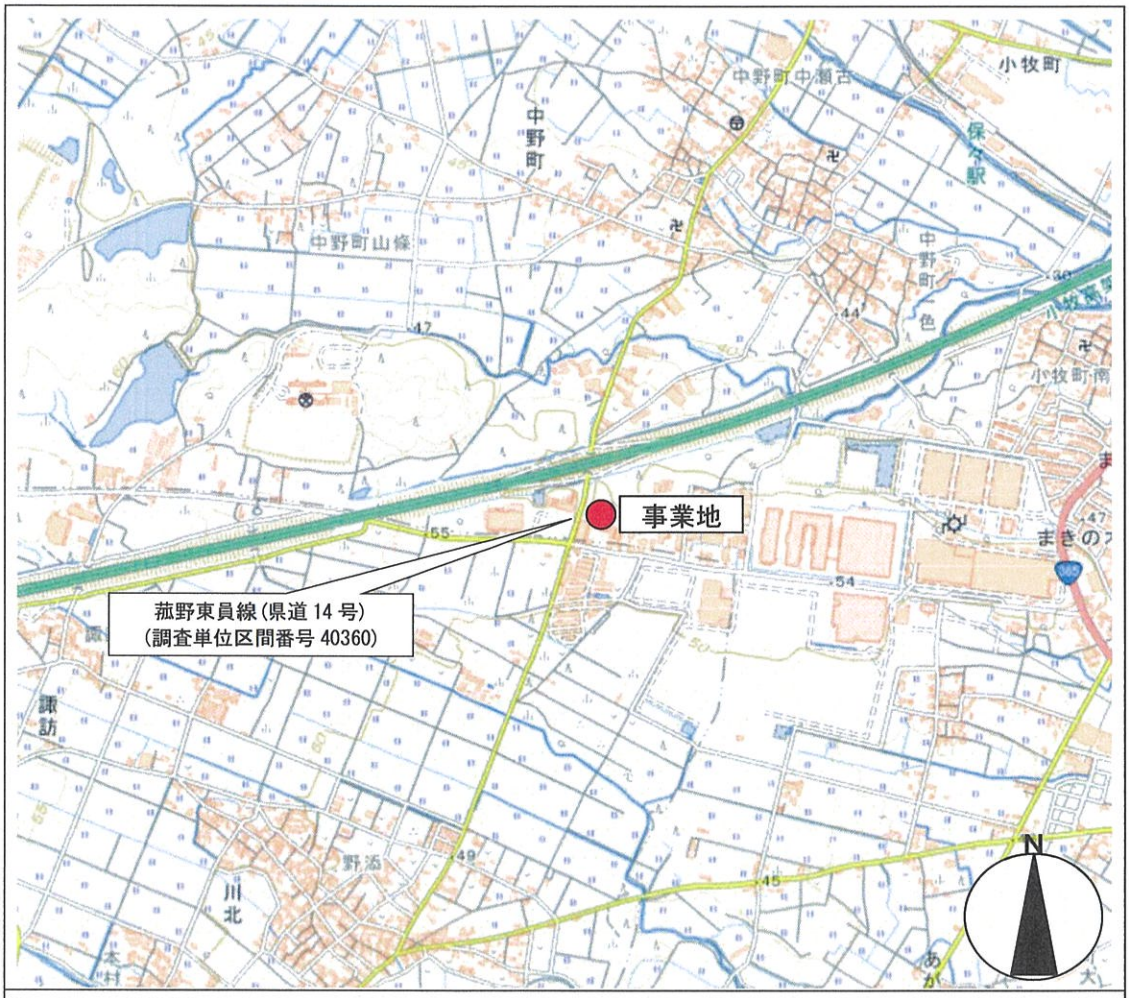
年	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地
平成23年	130,264,947	30,665,796	17,785,714	52,459,375	37,130	18,276,945	1,120,573	9,919,414
24	130,074,715	30,478,256	17,669,510	52,558,139	37,130	18,203,695	1,118,688	10,009,297
25	129,999,757	30,297,166	17,593,581	52,771,040	36,949	18,119,814	1,124,793	10,056,414
26	130,024,597	30,140,244	17,515,182	53,010,767	36,873	17,960,125	1,096,794	10,264,612
27	130,018,597	29,977,746	17,414,437	53,215,072	36,873	17,966,460	1,083,259	10,324,750
28	130,076,882	29,812,531	17,379,685	53,429,525	36,543	17,794,525	1,079,521	10,544,552
29	130,037,383	29,610,418	17,271,955	53,548,348	36,543	17,732,009	1,082,476	10,755,634
30	130,001,121	29,323,104	17,126,067	53,884,450	36,543	17,268,737	1,046,112	11,316,108
令和元年	129,987,457	29,144,419	16,977,616	54,193,159	36,517	17,171,680	1,044,364	11,419,702
2	130,045,519	28,854,374	16,718,639	54,661,354	159,287	17,008,156	1,061,201	11,582,508
3	130,115,496	28,690,964	16,635,410	54,915,651	135,174	16,865,958	1,056,064	11,816,275
4	130,139,790	28,463,734	16,544,208	55,214,614	168,165	16,396,047	1,048,518	12,304,504

出典：四日市市ホームページ

第３節　道路交通状況

計画地周辺の主要道路網を図 3-1 に示す。

道路交通センサス(令和３年度)によると、事業地前の菰野東員線(県道 14 号)の昼間の交通量は、上下合計で 3, 498 台（小型車 3, 358 台、大型車 140 台)であった。



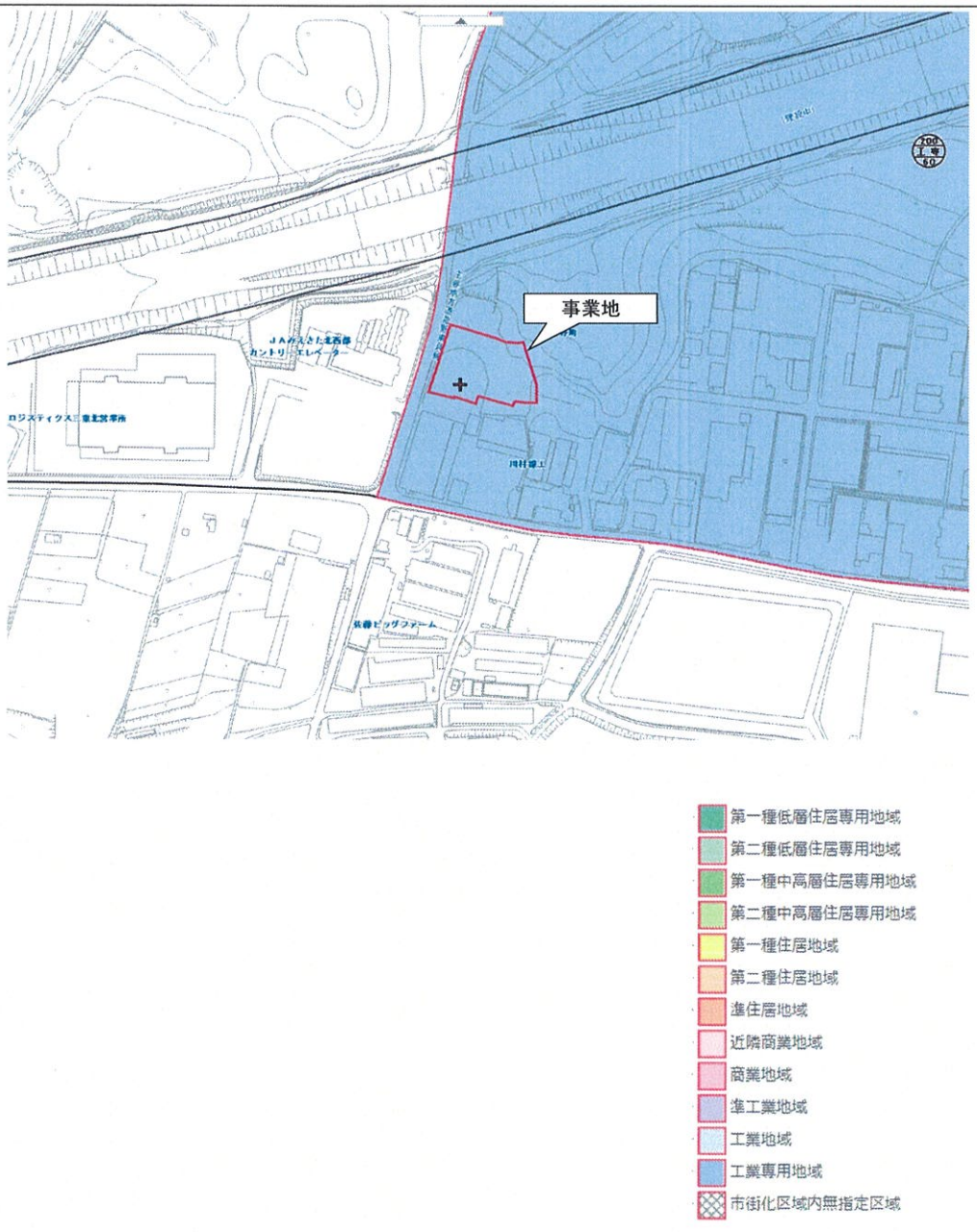
路線名		交通量調査単位区間番号		昼間12時間自動車類交通量（上下合計）			24時間自動車類交通量（上下合計）		
路線番号	路線名	都道府県指定市コード	調査区間番号	小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
				(台)	(台)	(台)	(台)	(台)	(台)
14	菰野東員線	24000	40360	3, 358	140	3, 498	4, 048	325	4, 373

図３－１　搬出入経路交通量

第４節　用途地域指定状況・周辺状況

事業地の用途地域は工業専用地域となっており、隣接地もすべて工業専用地域である。

また、事業地から最も近い住居系建物まで約 340m(計画施設付近の壁からの距離)、教育関連施設、病院施設設は 500m 範囲内に存在しない。



事業地：四日市市中野町 2124 番 1

※国土地理院　地理院地図より作成

図３－２　計画地と直近民家の位置関係

第２章　自然状況

第１節　気象

四日市市の気象の状況を表 3-4 に示す。

表３－４　気象の状況（四日市地域気象観測所）

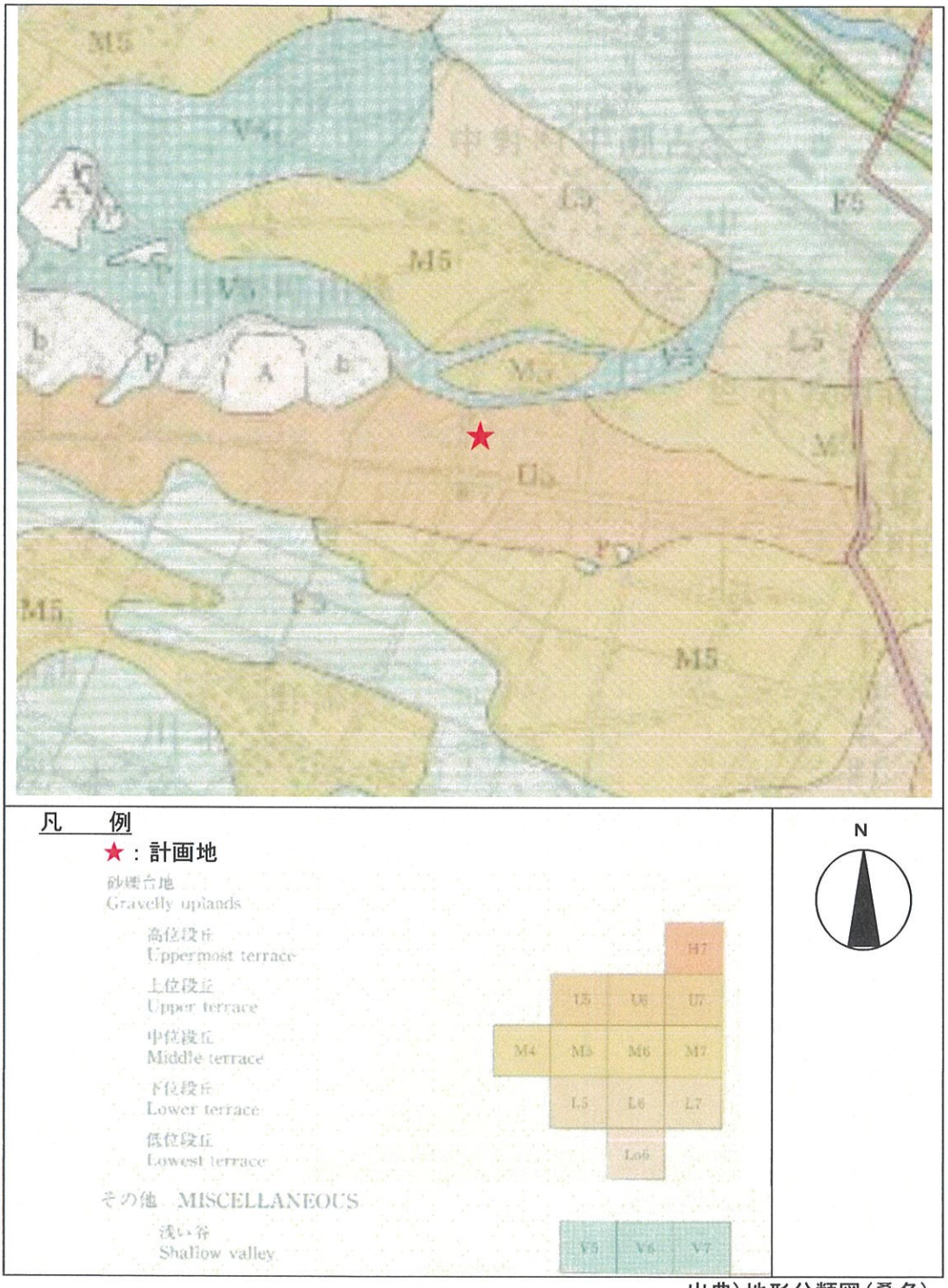
年月	気温（℃）			平均気圧 (hPa)	平均湿度 (%)	平均風速 (m/s)	降水量 (mm)	日照時間 (h)
	平均	最高	最低					
令和4年 1月	3.8	13.8	-3.7	1011.7	71	1.8	20.0	157.0
2	4.1	15.7	-3.2	1012.6	69	1.9	16.5	160.9
3	9.9	21.8	-2.3	1009.6	68	2.0	80.5	169.4
4	15.3	26.7	1.6	1009.5	74	1.8	138.5	184.1
5	18.1	32.5	6.9	1006.3	73	1.6	178.5	185.8
6	22.6	36.8	11.9	1003.5	83	1.5	204.0	187.8
7	26.3	35.9	20.2	1001.1	87	1.4	372.5	173.4
8	27.2	37.0	19.2	1002.4	86	1.4	323.0	157.4
9	24.7	32.2	14.1	1005.8	84	1.8	254.0	144.0
10	17.2	30.0	5.3	1012.1	77	1.3	54.5	169.9
11	13.7	23.6	5.4	1012.1	77	1.4	103.0	165.2
12	6.2	16.0	-2.6	1011.4	71	1.7	13.5	151.1

出典：四日市市ホームページ

第２節　地形

計画地周辺の地形の状況を図 3-4 に示す。

計画地周辺は、主に砂礫台地で、上位段丘、中位段丘と浅い谷から形成された土地である。



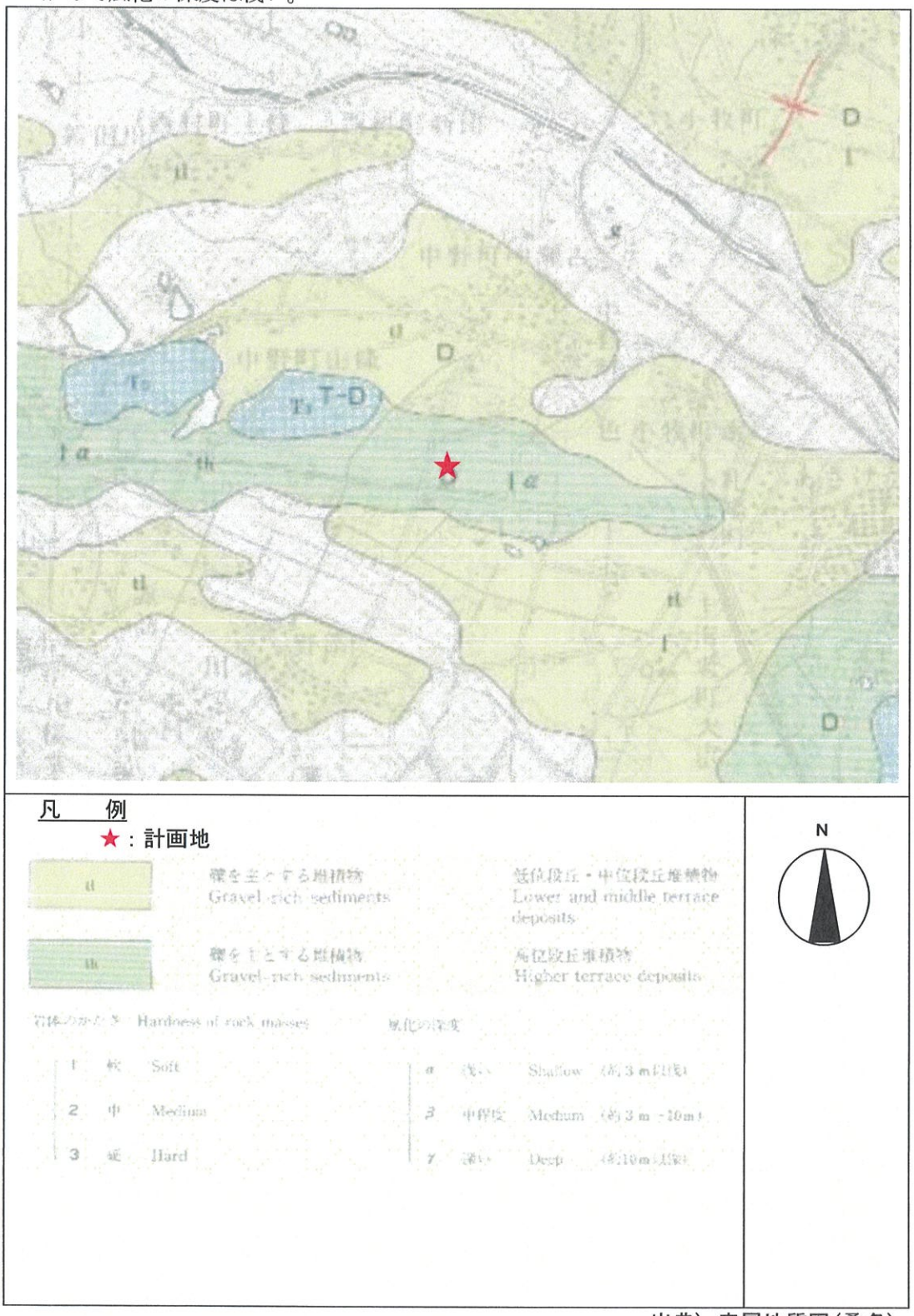
出典）地形分類図（桑名）

図３－４　地形分類図

第３節　地質

計画地周辺の地形の状況を図 3-5 に示す。

計画地とその周囲は、主として礫を主とした堆積物で形成されており、岩体は軟らかめで風化の深度は浅い。



出典）表層地質図（桑名）

図３－５　地質分類図

第４編　生活環境影響評価項目および調査・予測・評価の手法

第１章　調査事項の整理

第１節　生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

生活環境影響調査については、事業計画地及びその周辺地域の環境に対する影響の有無及び影響の程度について計画段階での概略検討を行い、事業計画地周辺の環境特性及び事業計画等を考慮して、以下のような手順で設定した（図 4-1）。

破砕選別施設における生活環境影響要因と生活環境影響調査項目との関連の標準的な例(生活環境影響調査指針(環境省)を表 4-1 に示す。

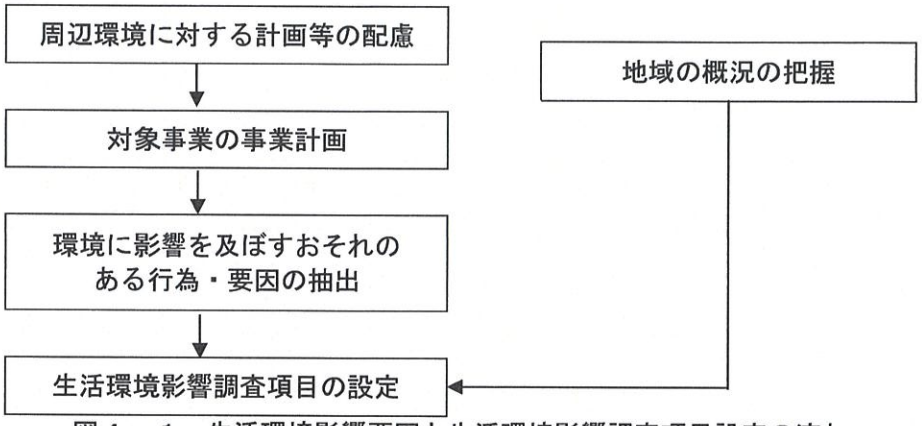


図４－１　生活環境影響要因と生活環境影響調査項目設定の流れ

表４－１　生活環境影響要因と生活環境影響調査項目（破砕選別施設）

調査項目	生活環境影響要因 / 生活環境影響調査項目	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
大気汚染	粉じん		○		
	二酸化窒素（NO_2）				○
	浮遊粒子状物質(SPM)				○
騒音	騒音レベル		○		○
振動	振動レベル		○		○
悪臭	特定悪臭物質濃度 臭気指数(臭気濃度)			○	
水質	生物化学的酸素要求量(BOD) または化学的酸素要求量(COD)	○			
	浮遊物質量（SS）	○			
	その他必要な項目[注)]	○			

注）その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性等を考慮して、影響が予測される項目である。たとえば、全窒素（T-N）、全リン（T-P）（T-N、T-Pを含む排水を、それらの排水基準が適用される水域に放流する場合）等があげられる。

出典)廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省　H18 年）

第２節　生活環境影響調査項目の設定

表 4-1 に示した生活環境影響要因と生活環境影響調査項目との関連に基づき、表 4-2 に示すとおり生活環境影響調査を行う項目を設定した。また表 4-3 に、生活環境影響調査対象項目ごとに設定の有無、設定する理由又は設定しない理由を示す。

表４－２　生活環境影響調査項目（破砕施設）

調査項目	生活環境影響要因 ／ 生活環境影響調査項目	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
大気質	粉じん		×		
	二酸化窒素（NO_2）				×
	浮遊粒子状物質(SPM)				×
騒音	騒音レベル		○		×
振動	振動レベル		○		×
悪臭	特定悪臭物質濃度 臭気指数(臭気濃度)			×	
水質	生物化学的酸素要求量(BOD) または化学的酸素要求量(COD)	×			
	浮遊物質量（SS）	×			
	その他必要な項目[注)]	×			

○：調査項目　×：調査項目から除外

表４－３　生活環境影響調査対象項目の設定理由

生活環境影響調査項目	設定の有無	表 4-2 の調査項目を設定した理由・しなかった理由	
大気質	×	施設の稼働	（粉じん） 積み替え保管施設から粉塵の発生はほとんどないと思われる。また、敷地境界には既設の塀が設けられていること、維持管理として散水を必要に応じて実施すること、隣接した住居が存在しないことから新たに粉じんによる影響が発生することはないと思われるため、調査対象外とした。
	×	廃棄物運搬車両の走行	本計画による廃棄物運搬車両の台数と運搬経路に変更は無いことから、変更後に新たに影響が発生することはないと思われるため調査対象外とした。
騒　音	○	施設の稼働	計画施設の稼働により、周辺地域への影響の有無を確認するため調査対象とした。
	×	廃棄物運搬車両の走行	本計画による廃棄物運搬車両の台数と運搬経路に変更は無いことから、変更後に新たに影響が発生することはないと思われるため調査対象外とした。
振　動	○	施設の稼働	計画施設の稼働により、周辺地域への影響の有無を確認するため調査対象とした。
	×	廃棄物運搬車両の走行	本計画による廃棄物運搬車両の台数と運搬経路に変更は無いことから、変更後に新たに影響が発生することはないと思われるため調査対象外とした。
悪　臭	×	・施設からの悪臭の漏洩	計画施設で取り扱う廃棄物に臭気が発生するものはないことから調査対象外とした。
水　質	×	施設排水の排出	計画施設からの排水は発生しないことから調査対象外とした。

○：調査を実施する　×：調査を実施しない

第３節　調査対象区域の範囲および設定根拠

本調査の調査対象区域は、調査項目を騒音と振動としたこと、直近民家が 300m以上離れていることから、事業地敷地境界とした。

第２章　調査・予測・評価の手法

第１節　騒音

第１項　既存資料調査

(1)騒音に関する法令等

環境基準、騒音規制基準の整理を行った。

(2)騒音の状況

過去の測定結果について整理を行った。

第２項　現地調査

事業地敷地境界における騒音レベルを測定した。対象は事業地内が通常稼働している時(破砕施設稼働時)の騒音とした。

第３項　予測

施設の稼動に伴う騒音レベルの予測は、現在の施設(破砕施設)の騒音測定結果などをもとに、定性的に行った。

第４項　影響の評価

影響の評価は、環境保全目標を満足しているかによって行った。

ここで、環境保全目標は、計画地の敷地境界において騒音レベルに変化が無いこと、かつ工業地域に定められた騒音基準を下回ることとした。

『環境保全目標：現状からの変化がなく、事業地の敷地境界で保全目標値を満足する』

表４－４　施設稼働の騒音に係る生活環境保全目標値

地　　点	区域の区分	環境保全目標値(dB)
計画地敷地境界	工業地域(※)	昼間　　70

※事業地と隣接地は工業専用地域であるが、管理目標値として工業地域の基準値を採用した。

第２節　振動

第１項　既存資料調査

(1)振動に関する法令等

振動規制基準の整理を行った。

(2)振動の状況

過去の測定結果について整理を行った。

第２項　現地調査

事業地敷地境界における振動レベルを測定した。対象は事業地内が通常稼働している時(破砕施設稼働時)の振動とした。

第３項　予測

施設の稼動に伴う騒音レベルの予測は、現在の施設(破砕施設)の騒音測定結果などをもとに、定性的に行った。

第４項　影響の評価

影響の評価は、環境保全目標を満足しているかによって行った。

ここで、環境保全目標は、計画地の敷地境界において振動レベルに変化が無いこと、かつ工業地域に定められた振動基準を下回ることとした。

『環境保全目標：現状からの変化がなく、事業地の敷地境界で保全目標値を満足する』

表４－５　施設稼働の振動に係る生活環境保全目標値

地　　点	区域の区分	環境保全目標値(dB)
計画地敷地境界	工業地域	昼間　　65

※事業地と隣接地は工業専用地域であるが、管理目標値として工業地域の基準値を採用した。

第５編　現況調査結果・予測・影響の評価結果

第１章　騒音

第１節　関係法令の施行状況

第１項　環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法第 16 条第１項の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として、表 5-1 に示すとおり定められている。

なお、計画地は工業専用地域であることから環境基準値は当てはまらない。

表５－１　騒音に係る環境基準

単位：dB

地域の区分および類型		道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域		
		AA	AおよびB	C	A地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	B地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域およびC地域のうち車線を有する道路に面する地域	【特例】 幹線交通を担う道路に近接する空間
基準値	昼間	50 以下	55 以下	60 以下	60 以下	65 以下	70 以下 ＊45 以下
	夜間	40 以下	45 以下	50 以下	55 以下	60 以下	65 以下 ＊40 以下
備考		1. 地域の類型 AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域 C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 2. 時間の区分 昼間：午前 6 時から午後 10 時まで 夜間：午後 10 時から午前 6 時まで 3. ＊は屋内へ透過する騒音に係る基準（個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、この基準によることができる） 4. この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音、建設作業騒音には適用しない					

出典）平成 10 年環境庁告示第 64 号

第２項　騒音規制基準

騒音規制法第４条第１項および三重県生活環境の保全に関する条例により、特施設を設置する工場又は事業所（以下「特定工場等」という。）において発生する騒音の規制基準は、特定工場等の敷地境界における基準値として、表 5-2 に示すように定められている。

なお、計画施設は工業専用地域になっているため、基準値は設定されていない。ただし、管理目標値として工業地域の基準値を設定する(表の塗りつぶした箇所が該当する)。

表５－２　騒音規制基準

時間の区分 / 区域の区分	朝 6～8 時	昼　間 8～19 時	夕 19～22 時	夜　間 22～翌 6 時
第１種低層住居専用地域 第２種低層住居専用地域	45 dB	50 dB	45 dB	40 dB
第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、第２種住居地域及び準住居地域	50 dB	55 dB	50 dB	45 dB
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	60 dB	65 dB	60 dB	55 dB
工業地域	65 dB	70 dB	65 dB	60 dB
その他の地域(工業専用地域を除く)	55 dB	60 dB	55 dB	50 dB

備考）
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びその他の地域（工業専用地域を除く。）については、当該地域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。

出典）三重県生活環境の保全に関する条例施行規則第 22 条別表第 12

※事業地と隣接地は工業専用地域であるが、管理目標値として工業地域の基準値を採用した。

第２節　騒音の状況(既存資料調査)

敷地境界における暗騒音(事業地での施設設置前の騒音レベル)は、56dB～57dBであった。主な音源は西側道路通行車両音と虫の鳴き声であったが、車両音は除外した結果である。

表５－３　暗騒音測定結果

単位：dB(A)

測定地点	L5
南側敷地境界	56
東側敷地境界	56
北側敷地境界	57
西側敷地境界	56

測定日：令和５年８月３日(木)

第３節　騒音の状況(現地調査)

事業地内の既存破砕施設が通常稼働しているときの騒音レベルの測定を行った。

騒音調査地点は、図 5-1 に示す敷地境界付近２地点とした(用途地域外無指定地域側にあたる地点を選定した)。調査日は、事業所の通常稼働日の平日とした。また、測定時期は施設稼働に季節変動がないことから発生する騒音の状況も季節的な変動がないため任意の時期に１回とした。

調査は、JIS-Z-8731「環境騒音の表示・測定方法」に準拠し実施した。使用した騒音計は表 5-4 に示すとおり、JIS-C-1509 の付属書に適合する騒音計を使用した。

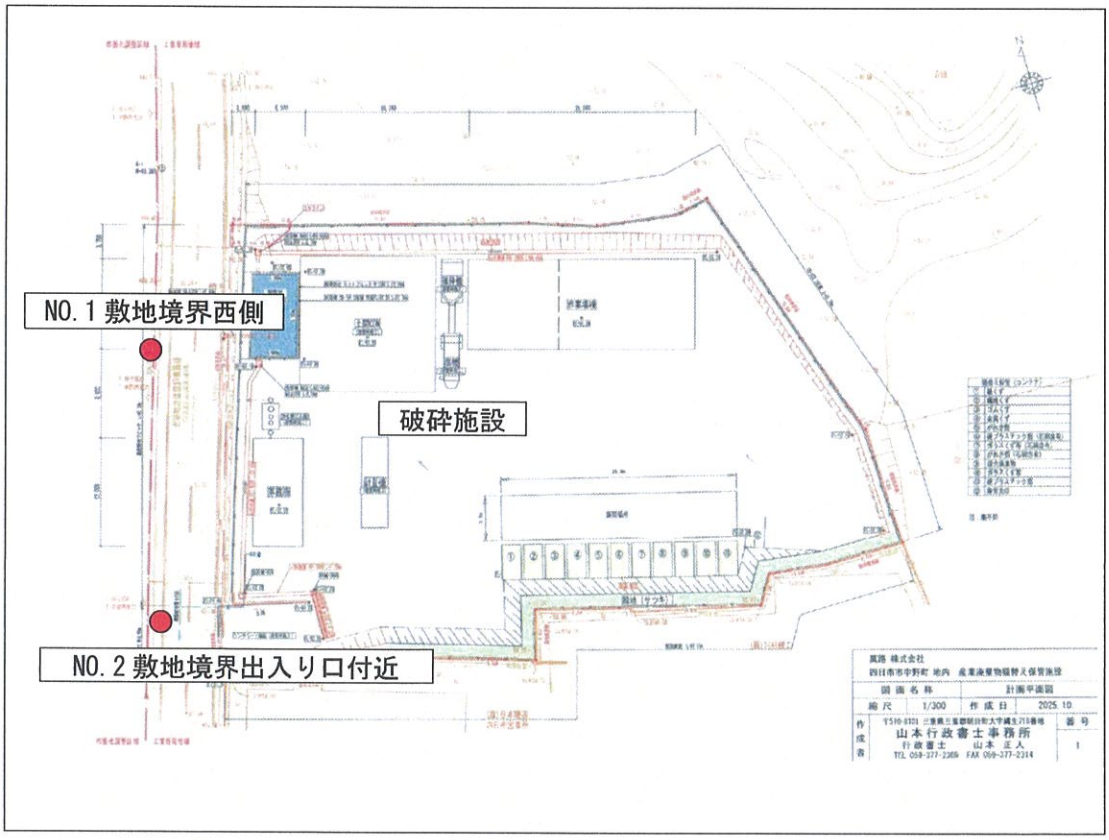


図５－１　騒音振動測定地点

表５－４　測定使用機器

項　目	測定機器名	メーカー（型式）	規格（JIS）
騒音レベル	積分型普通騒音計	リオン製（NL-42）	JIS C 1509

測定の結果、破砕施設稼働中の騒音レベルのL5 の結果は、NO.1(敷地境界西側)、NO.2 敷地境界出入り口付近とも 65dBで工業地域の騒音規制基準値を下回っていた。主な音源は破砕施設稼働音と西側道路通行車両音であった(西側道路通行車両音は可能な限り除外した結果である)。また、西側道路通行車両音を除外しなかった場合は 70DdBであった。西側敷地境界では、通行車両音の影響が非常に大きく、破砕施設の稼働音の影響が限定されている。

なお、破砕施設が停止しているときの騒音レベル(西側道路通行車両音を除外しなかった場合)は、NO.1(敷地境界西側)で 70dBであった。破砕施設が稼働している時と同レベルであり破砕施設の影響が限定されていることがわかる。

表５－５　破砕施設稼働時騒音測定結果(通行車両音を除いた場合)

単位：dB(A)

測定地点	L5	管理目標 (工業地域)
NO.1 敷地境界西側	65	70
NO.1 敷地境界出入り口付近	65	

測定日：令和 8 年 2 月 16 日(月)10：25～10：45
※西側通行車両音は除外した結果

表５－６　破砕施設稼働時騒音測定結果(通行車両音を含む場合)

単位：dB(A)

測定地点	L5	管理目標 (工業地域)
NO.1 敷地境界西側	70	70
NO.1 敷地境界出入り口付近	69	

測定日：令和 8 年 2 月 16 日(月)10：25～10：45
※西側通行車両音は除外していない結果

表５－７　破砕施設停止時騒音測定結果

単位：dB(A)

測定地点	L5	管理目標 (工業地域)
NO.1 敷地境界西側	70	70

測定日：令和 8 年 2 月 16 日(月)10：05～10：20
※西側通行車両音は除外していない結果

第４節　騒音の予測

第１項　騒音源の比較

事業地では現在破砕施設が稼働しており、これに付随してフォークリフトとバックホウが稼働し、廃棄物の運搬車両が出入りしている。

計画の積み替え保管施設では、既存のフォークリフトとバックホウを使用することになっているが、常時稼働ではなく必要な場合のみの一時的な稼働である。また、搬出入車両の増加は計画していない。

以上より、計画施設稼働による騒音源の増加は無い。

表５－８　騒音源比較

	現状	積み替え保管施設稼働後
破砕施設	○	○
フォークリフト バックホウ	○	○ ※現状稼働している車両を一時的に稼働
運搬車両	○	○ ※現状からの増加無し

※○は騒音源となることを意味する。

第２項　予測結果

計画施設が稼働した時の敷地境界の騒音レベルは、騒音源に変化が無いことから現状の騒音が維持されると予測できる。

表５－９　計画施設稼動時騒音レベル予測結果

予測評価地点	将来騒音レベル	管理目標値	評価
NO.１敷地境界西側	65	70dB(A)	○
NO.１敷地境界出入り口付近	65		○

※評価は将来騒音レベルが管理目標値未満の場合に○とした。

第５節　影響の評価

第１項　影響の回避または低減

騒音発生機器は維持管理計画を継続することで、周辺生活環境への影響を回避・低減する。

①維持管理計画に基づき、日常点検、定期点検の実施、記録をする。
②維持管理計画に基づき、異常時には定められた対応をする。

第２項　生活環境の保全上の目標との整合性に係る評価

(1) 生活環境保全目標

第４編(p20)で述べたように、施設の稼働に伴う騒音に対する生活環境保全目標は、騒音レベルが計画地の敷地境界で変化せず、管理目標値とした工業地域の規制値を満足することとした。

(2) 影響の評価

騒音に係る周辺生活環境への影響評価は、環境保全目標を満足するかどうかによって判断した。

予測の結果、計画施設稼働時の敷地境界線上における騒音レベルは表 5-9 に示したとおり現状の騒音レベルからは変化せずに、管理目標値(事業地および隣接地は工業専用地域であるが管理目標として工業地域の規制基準値を設定した。)を満足するものとなった。

以上より、計画施設稼動による騒音が周辺地域の生活環境に与える影響は軽微であると評価する。

第３章　振動

第１節　関係法令の施行状況

振動規制法第４条第１項の規定および三重県生活環境の保全に関する条例により、特定施設を設置する工場又は事業所（以下「特定工場等」という。）において発生する振動の規制基準は、表 5-10 に示すように定められている。

なお、計画施設は工業専用地域になっているため、基準値は設定されていない。ただし、管理目標として工業地域の基準値を設定する(表の塗りつぶした箇所が該当する)。

表５－１０　特定工場等に係る振動規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼　間 6 時～21 時	夜　間 21 時～翌日 6 時
第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域	60 dB	55 dB
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びその他の地域（工業専用地域を除く。）	65 dB	60 dB
備考） 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びその他の地域（工業専用地域を除く。）については、当該地域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じるものとする。		

出典）三重県生活環境の保全に関する条例施行規則第 22 条別表第 12

※事業地と隣接地は工業専用地域であるが、管理目標値として工業地域の基準値を採用した。

第２節　振動の状況(既存資料調査)

敷地境界における暗振動(事業地での施設設置前の振動レベル)は、31dB～33dBであった。主な振動源は西側道路通行車両であった。

表５－１１　暗振動測定結果

単位：dB

測定地点	L10
南側敷地境界	31
東側敷地境界	33
北側敷地境界	33
西側敷地境界	31

測定日：令和５年８月３日(木)

第３節　振動の状況(現地調査)

事業地内の既存破砕施設が通常稼働しているときの振動レベルの測定を行った。

振動調査地点は、図 5-2 に示す敷地境界付近２地点とした(用途地域外無指定地域側にあたる地点を選定した)。調査日は、事業所の通常稼働日の平日とした。また、測定時期は施設稼働に季節変動がないことから発生する振動の状況も季節的な変動がないため任意の時期に１回とした。

調査は、JIS-Z-8735「振動レベル測定方法」に準拠し実施した。使用した振動計は表 5-12 に示すとおり、JIS-C-1510 の付属書に適合する振動計を使用した。

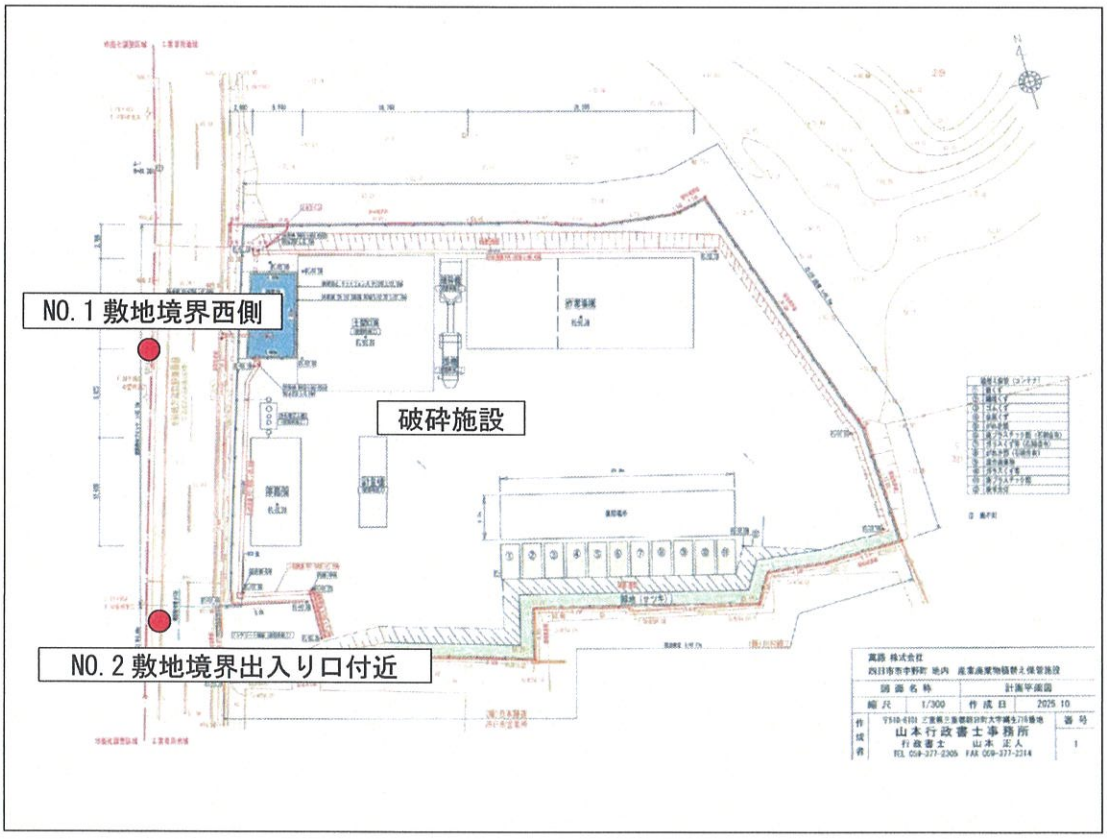


図５－２　騒音振動測定地点

表５－１２　測定使用機器

項　目	測定機器名	メーカー（型式）	規格（JIS）
振動レベル	振動レベル計	リオン製（VM-55）	JIS C 1510

測定の結果、破砕施設稼働中の振動レベルのL10の結果は、NO.1(敷地境界西側)で45dB、NO.2敷地境界出入り口付近とも44dBで工業地域の振動規制基準値を下回っていた。主な振動源は破砕施設稼働振動と西側道路通行車両振動であった(西側道路通行車両音は含んだ結果である)。

なお、破砕施設が停止しているときの振動レベルは、NO.1(敷地境界西側)で 33dBであった。

表５－１３　破砕施設稼働時振動測定結果

単位：dB

測定地点	L10	管理目標 (工業地域)
NO.1敷地境界西側	45	65
NO.1敷地境界出入り口付近	44	

測定日：令和8年2月16日(月)10：25～10：45
※西側通行車両振動を含む

表５－１４　破砕施設停止時振動測定結果

単位：dB

測定地点	L10	管理目標 (工業地域)
NO.1敷地境界西側	33	65

測定日：令和8年2月16日(月)10：05～10：20

第４節　振動の予測

第１項　振動源の比較

事業地では現在破砕施設が稼働しており、これに付随してフォークリフトとバックホウが稼働し、廃棄物の運搬車両が出入りしている。

計画の積み替え保管施設では、既存のフォークリフトとバックホウを使用することになっているが、常時稼働ではなく必要な場合のみの一時的な稼働である。また、搬出入車両の増加は計画していない。

以上より、計画施設稼働による振動源の増加は無い。

表５-１５　振動源比較

	現状	積み替え保管施設稼働後
破砕施設	○	○
フォークリフト バックホウ	○	○ ※現状稼働している車両を一時的に稼働
運搬車両	○	○ ※現状からの増加無し

※○は振動源となることを意味する。

第２項　予測結果

計画施設が稼働した時の敷地境界の振動レベルは、振動源に変化が無いことから現状の振動が維持されると予測できる。

表５-１６　計画施設稼動時振動レベル予測結果

予測評価地点	将来振動レベル	管理目標	評価
NO.１敷地境界西側	45	65dB	○
NO.１敷地境界出入り口付近	44		○

※評価は将来振動レベルが管理目標値未満の場合に○とした。

第５節　影響の評価

第１項　影響の回避または低減

振動発生機器は維持管理計画を継続することで、周辺生活環境への影響を回避・低減する。

①維持管理計画に基づき、日常点検、定期点検の実施、記録をする。
②維持管理計画に基づき、異常時には定められた対応をする。

第２項　生活環境の保全上の目標との整合性に係る評価

(1) 生活環境保全目標

第４編(p21)で述べたように、施設の稼働に伴う振動に対する生活環境保全目標は、振動レベルが計画地の敷地境界で変化せず、管理目標値とした工業地域の規制値を満足することとした。

(2) 影響の評価

振動に係る周辺生活環境への影響評価は、環境保全目標を満足するかどうかによって判断した。

予測の結果、計画施設稼働時の敷地境界線上における振動レベルは表 5-14 に示したとおり現状の振動レベルからは変化せずに、管理目標値((事業地および隣接地は工業専用地域であるが管理目標として工業地域の規制基準値を設定した。))を満足するものとなった。

以上より、計画施設稼動による振動が周辺地域の生活環境に与える影響は軽微であると評価する。

第６編　総　括

第１章　現況把握、予測、影響の評価の整理

騒音、振動について、現地の状況の把握を行い、計画施設が稼動した際の周辺に与える影響の予測評価を行った。

その結果、計画後の施設の稼働に伴って発生する騒音、振動は環境保全目標を満足すると判断されるものであった。従って、本事業計画の実施に伴う周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると評価される。

本事業の実施に際しては環境保全に万全を期するものとし、公害防止計画を遵守し、継続的に周辺環境への影響について監視を行い、周辺環境の保全に努めるものとする。

	現況	予測	評価	影響の回避 または低減
騒音	敷地境界の暗騒音レベル(L5)は、56dB～57dB、破砕施設稼働時の騒音レベルは65dBであった。	積み替え保管施設が設置されても、騒音源に大きな変化がなく、将来騒音レベルは現状と変わらず、管理目標値(工業地域に定められた規制値)以下となると思われる。	敷地境界線上における騒音レベルは、生活環境保全目標値を満足するものと予測された。したがって、計画施設稼動による騒音が周辺地域の生活環境に与える影響は軽微であると評価した。	適切な維持管理で、周辺生活環境への影響を回避・低減する。
振動	敷地境界の暗振動レベル(L10)は、31dB～33dB、破砕施設稼働時の振動レベルは44dB～45dBであった。	積み替え保管施設が設置されても、振動源に大きな変化がなく、将来振動レベルは現状と変わらず、管理目標値(工業地域に定められた規制値)以下となると思われる。	敷地境界線上における振動レベルは、生活環境保全目標値を満足するものと予測された。したがって、計画施設稼動による騒音が周辺地域の生活環境に与える影響は軽微であると評価した。	適切な維持管理で、周辺生活環境への影響を回避・低減する。

第２章　施設の設置に関する計画に反映した事項およびその内容

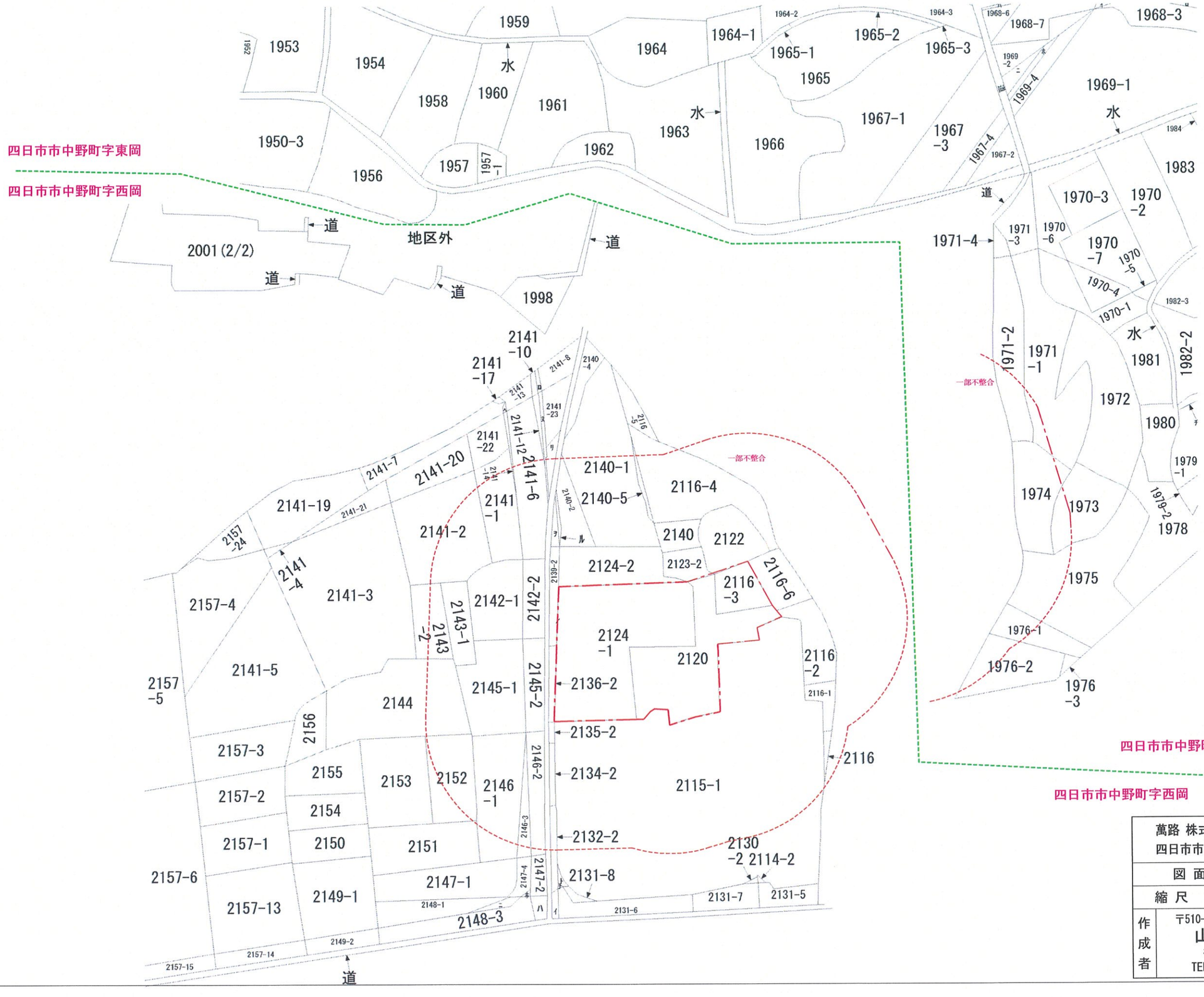
施設の設置計画に反映した内容を以下にまとめる。

	設置計画に反映した内容
騒音	特になし
振動	特になし

第３章　維持管理に関する計画に反映した事項およびその内容

維持管理計画に反映した内容を以下にまとめる。

	維持管理計画に反映した内容
騒音	・設備の定期的な点検・整備を引き続き実施する ・廃棄物運搬車両の低速走行、急発進等の禁止等、低騒音に配慮した運行管理を引き続き実施する
振動	・設備の定期的な点検・整備を引き続き実施する ・廃棄物運搬車両の低速走行、急発進等の禁止等、低騒音に配慮した運行管理を引き続き実施する



萬路 株式会社 四日市市中野町 地内　産業廃棄物中間処理施設			
図面名称		公図集合図	
縮尺	縮尺不明	作成日	2026.4.3
作成者	〒510-8101 三重県三重郡朝日町大字縄生718番地 山本行政書士事務所 行政書士　山本 正人 TEL 059-377-2305　FAX 059-377-2314	番号	-

100m範囲居住者

100m範囲

申請地

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

JAみえきた
北勢カントリー
エレベーター

(株)ホンダロジスティクス
三重北工場

四日市市

中野町

三重郡
菰野町

太田化研(株)第二工場

リサイクル工場

(株)進栄
サービス

ジャパンマテリアル(株)
中野事務所
(株)東和商工本社

(有)笹田樹脂

太田化研(株)
第三工場

トヨタモビリティパーツ(株)
三重支社四日市工場

ジャパン
マテリアル(株)
中野物流センター

(株)港電機
物流センター

駐車場

三重カドワキ牧場
第2牧場

(有)佐藤ビニール

(株)日本触媒
四日市工場